

建設行為に関する施行基準要綱

（平成二十二年四月一日 箕面市訓令第二十八号）

改正 平成二十二年十月一日 箕面市訓令第七十八号

改正 平成二十二年十二月二十七日 箕面市訓令第八十三号

改正 平成二十六年四月一日 箕面市訓令第二十三号

改正 令和八年三月九日 箕面市訓令第二十号

改正 令和八年九月十一日 箕面市訓令第四百四十七号

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 道路等（第四条―第十五条）

第三章 公園（第十六条・第十七条）

第四章 下水道

第一節 総則（第十八条・第十九条）

第二節 下水設備（第二十条―第二十八条）

第三節 排水設備（第二十九条―第三十二条）

第五章 河川等（第三十三条―第三十八条）

第六章 消防水利施設等（第三十九条―第四十七条の二）

第七章 集会所（第四十八条―第五十二条）

第八章 交通安全施設（第五十三条―第五十七条）

第九章 ごみ集積設備（第五十八条―第六十三条）

第十章 緑化（第六十四条）

第十一章 福祉のまち整備（第六十五条）

第十二章 雑則（第六十六条―第六十九条）

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この要綱は、建設行為の基準に関し、箕面市まちづくり推進条例（平成九年箕面市条例第二十二号。以下「条例」という。）及び箕面市まちづくり推進条例施行規則（平成九年箕面市規則第十九号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則の例によるものとする。

(計画の基本的事項)

第三条 施行者は、建設行為を計画し、又は設計するに当たっては、事前に当該建設行為の区域及びその周辺について調査等を行い、その状況を把握するものとする。

第二章 道路等

(配置)

第四条 道路の配置は、次に掲げるところによるものとする。

一 道路は、建設行為の区域外の道路と一体になって機能を発揮するよう配置すること。

二 道路は、都市計画道路等の整備計画に合致した配置とすること。

三 住宅地内の道路は、通行の安全上及び環境の保全上支障がないよう考慮し、配置すること。

四 道路有効幅員十メートル以上の道路は、二百五十メートルから三百メートル間隔を標準として配置すること。

五 街区の大きさは、予定建設物等を考慮して定めるものとし、住宅地における街区の長辺は、八十メートルから百二十メートルまでを標準とすること。

六 道路は、袋路状でないこと。ただし、当該道路が次のいずれかに該当する場合又は他の道路と接続が予定され、避難上若しくは車両の通行上支障がない場合は、この限りでない。

イ 道路有効幅員が六メートル未満、延長が三十五メートル以下の道路

ロ 道路有効幅員が六メートル以上、延長が五十メートル以下の道路
ハ 道路有効幅員が六メートル未満、延長が七十メートル以下の道路で、かつ、終端及び延長三十五メートル以内ごとに半径六メートル以上の回転広場又はT字型道路（道路有効幅員は四メートル以上とし、延長は五メートル以上十五メートル以下とすること。以下この号の十字型及びT字型道路において同じ。）を設けた道路

ニ 道路有効幅員が六メートル以上、延長が百メートル以下の道路で、かつ、五十メートル前後の場所に十字型又はT字型道路を設けた道路

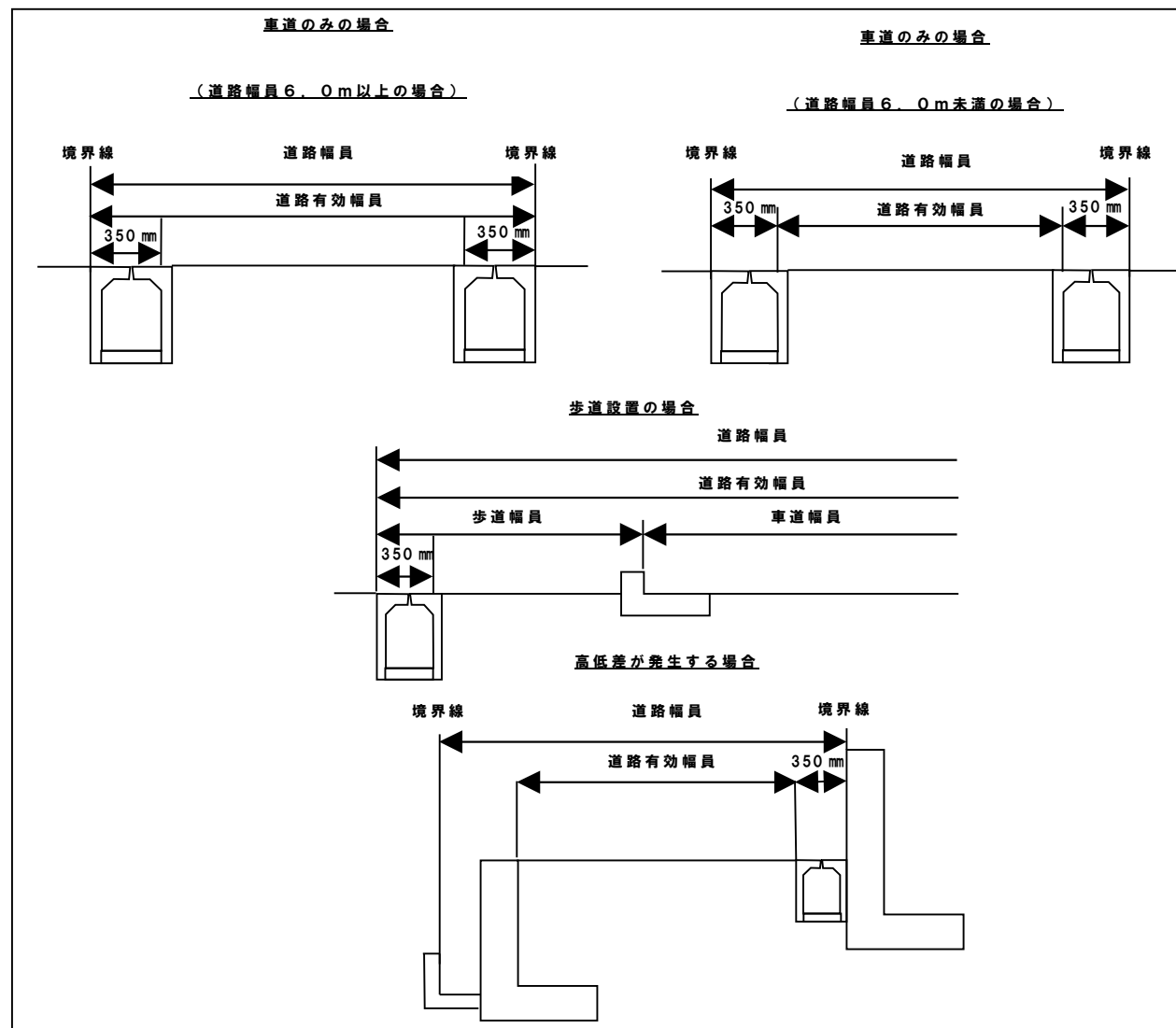
ホ 道路有効幅員が六メートル以上の道路で、かつ、終端にロ字型道路（ロ字型に類する型の道路を含む。）を設けた道路。ただし、当該延長が七十メートルを超える場合は、五十メートル以内ごとに十字型又はT字型道路を設けた道路に限る。

七 十字型及びT字型道路の道路有効幅員は、四メートル以上とし、延長は、五メートル以上十五メートル以下とすること。

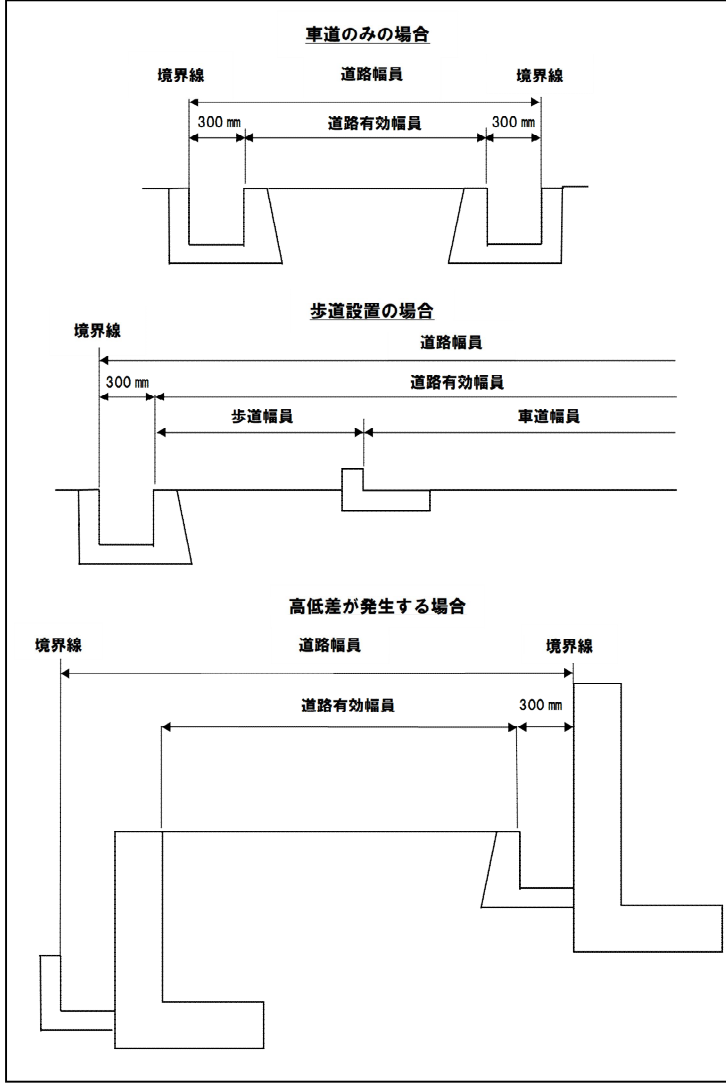
（幅員構成）

第五条 道路の幅員構成は、次に掲げるところによるものとする。

一 道路幅員、道路有効幅員、歩道幅員及び車道幅員は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める図によるものとする。



ロ 現場打ち側溝を設けた道路



二 道路有効幅員が十メートル以上の場合、原則として歩車道を分離し、歩道幅員及び車道幅員は、次の表を標準とする。

道路有効幅員	歩道幅員及び箇所数	車道幅員
十メートル以上	二・五メートル以上 一箇所	七・五メートル以上
十一メートル以上	二・〇メートル以上 二箇所	七メートル以上
十二メートル以上	二・五メートル以上 二箇所	七メートル以上
十六メートル以上	三・五メートル以上 二箇所	九メートル以上

（縦断勾配）

第六条 道路の縦断勾配は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 縦断勾配は、九パーセントを限度とすること。ただし、地形上やむを得ない場合にあっては、五十メートル以内の区間に限り十二パーセントまでとすることができる。この場合において、接続道路を設置してはならない。

- 二 縦断勾配が変移する箇所には、必要な縦断曲線を設けること。

- 三 主要道路が他の道路と接続する場合には、原則として主要道路の縦断勾配を二・五パーセント以下とすること。

（横断勾配）

第七条 道路に片勾配を付する場合を除き、舗装路面の横断勾配は、車道については一・五パーセント以上二・〇パーセント以下の凸曲線、歩道については二・五パーセント以下とすること。

（交差部等）

第八条 道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 交差し、及び接続する箇所は、直角又は直角に近い角度にすること。
- 二 著しい屈曲部には、道路を交差し、又は接続してはならない。
- 三 交差部等（交差又は接続により生じる内角が百二十度以上の場合を除く。）には、次の表に掲げる隅切り長（角地の隅角部を頂点とする二等辺三角形の等辺の長さをいう。）又はせん除長（角地の隅角部を頂点とする二等辺三角形の底辺の長さをいう。）を満たした隅切りを設けること。ただし、周囲の状況その他やむを得ない理由により両側に隅切りを設けることが困難である場合においては、せん除長を隅切り長に

読み替えて片側だけに隅切りを設けることができる。

		道路有効幅員							道路有効幅員の組合せによる隅切り長及びせん除長 (単位 メートル)
		四未満	四以上	六以上	八以上	十以上	十二以上		
備考	十二以上			(三) 二 八以上	(三) 二 六以上	(三) 二 四以上	(三) 二 四未満	四未満	
	十以上			(三) 二 八以上	(三) 二 六以上	(三) 二 四以上	(三) 二 四未満	四以上	
	八以上	(三) 二 八以上	(三) 二 六以上	(三) 二 四以上	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	六以上	
	六以上	(三) 二 四以上	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	八以上	
	四以上	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	十以上	
	四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	十二以上	
	十二未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	(三) 二 四未満	十二以上	
道路有効幅員の組合せによる隅切り長及びせん除長 (単位 メートル)									
読み替えて片側だけに隅切りを設けることができる。									

(屈曲部)

第九条 道路の屈曲部は、次に掲げるところによるものとする。

一 屈曲部には、原則として曲線部及び車両の走行を円滑にするための緩和区間を設けること。

二 曲線部には、必要な曲線半径で地形の状況等を勘案し、六パーセント以下で適切な値の片勾配を付すること。

（橋りょう）

第十条 橋りょうは、次に掲げるところによるものとする。

一 橋りょうは、設計自動車荷重を二十五トンフォースとする。

二 橋りょうの構造は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とし、交通の状況及び地形、地質、気象その他の状況を勘案して十分に安全なものとする。

三 橋りょうは、河川等の管理に支障とならないよう、架設するものとし、改修計画のある河川等にあつては、その改修計画に適合するものとする。

四 橋りょうの設計に当たっては、大型車の通行が予想される場合は、B活荷重とし、それ以外については、A活荷重とする。

（舗装）

第十一条 道路の舗装は、次に掲げるところによるものとする。

一 舗装は、原則としてアスファルト舗装とすること。

二 車道の舗装厚は、歩車道分離の車道にあつては表層アスファルト及び基層アスファルトを各五センチメートル以上、その他の車道にあつては表層アスファルトを五センチメートル以上とし、適切な路盤を設けること。この場合において、舗装厚の決定は、路床土の強度特性等によるものとする。

三 歩道の舗装厚は、表層アスファルトを三センチメートル以上とし、

路盤は、粒度調整碎石を十センチメートル以上とすること。ただし、車両乗入部については、車道の舗装厚とすること。

四 縦断勾配が九パーセント以上となる場合は、滑り止めの舗装とすること。

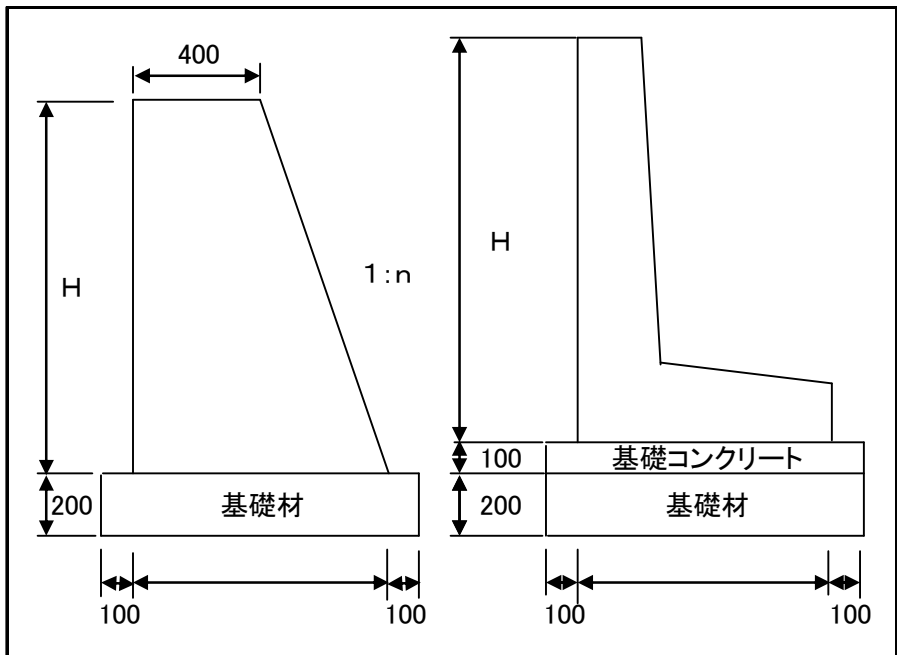
（排水施設）

第十二条 道路には、原則として両側に側溝、街渠^{きよ}、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

（構造）

第十三条 擁壁、排水施設等の構造は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表及び図を標準とする。

一 擁壁（単位ミリメートル）



備考

一 擁壁については、重力式擁壁又はL型擁壁を標準とし、詳細については道路管理者と協議をすること。

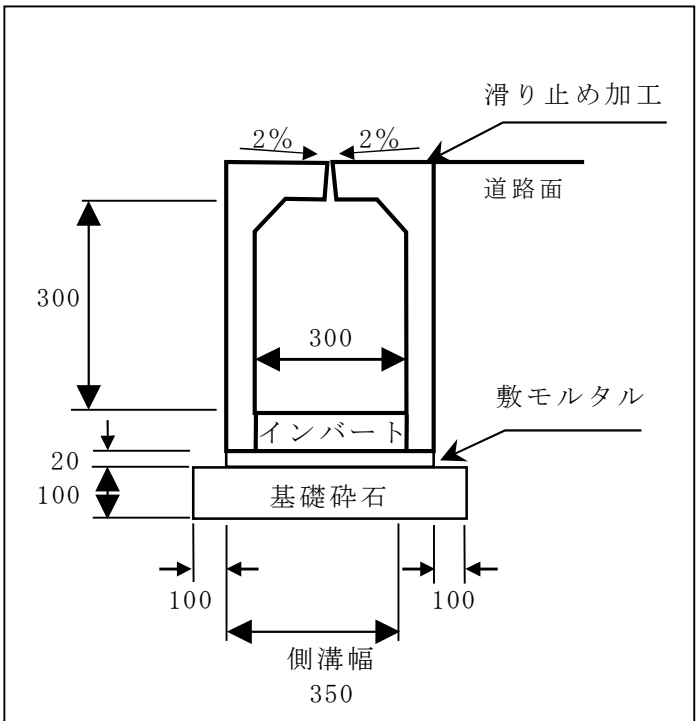
二 擁壁背面の水抜きは、水抜きパイプ（内径五十ミリメートル程度）を二平方メートルから三平方メートルまでに一箇所設け、鉛直方向目地の間隔は、十メートル以下とすること。

三 周囲の状況等により他の形式又は形状の擁壁とする場合は、市長の指示する設計条件等によること。

四 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第二条第二号に規定する宅地造成を行う場合にあつては、道路管理者と別途協議すること。

二 側溝（単位ミリメートル）

イ スリット側溝（自由勾配型等）



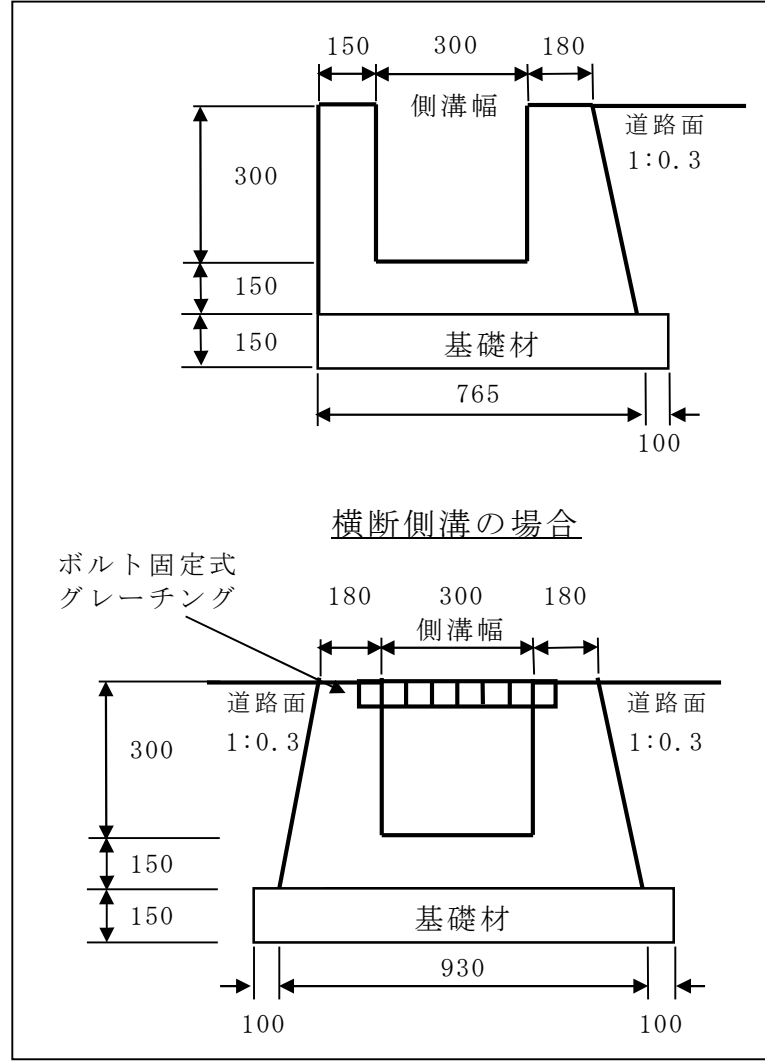
備考

一 側溝の構造は、スリット側溝を標準とする。ただし、地形の状況その他やむを得ないと認められる場合にあつては、口に掲

げる現場打ち側溝とすることができる。

二 側溝蓋の規格は、T―二十五とすること。ただし、道路有効幅員が六メートル未満の道路にあつては、規格をT―十四とすることができる。

ロ 現場打ち側溝



備考

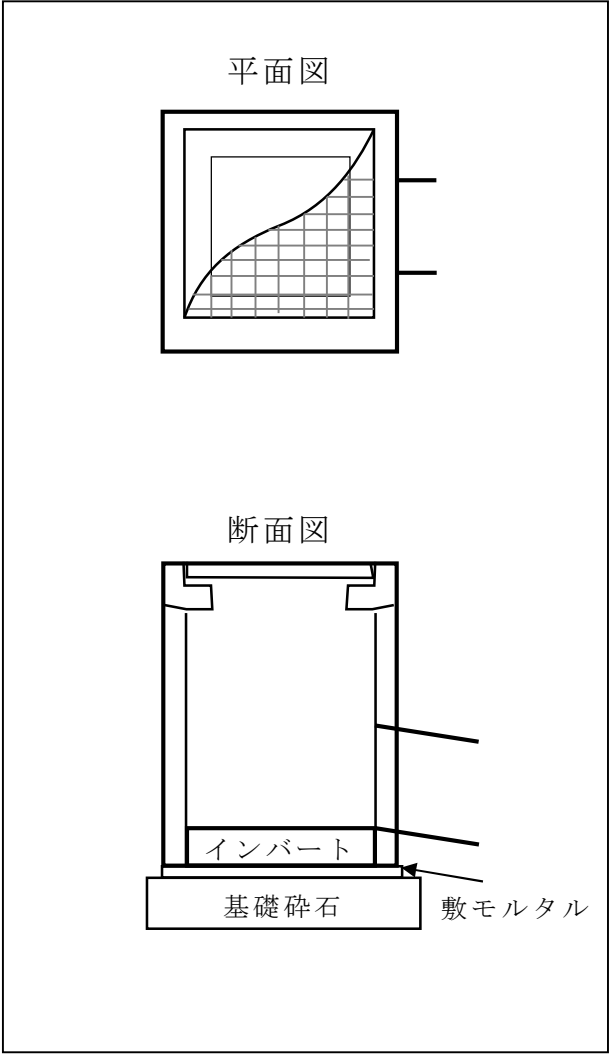
一 流水断面は、幅、深さともに三百ミリメートル以上とし、流量計算の上決定すること。

二 伸縮目地は、十メートル以内の間隔で設けること。

三 横断側溝蓋は、ボルト止め受枠付き騒音防止用のグレーチングとし、規格はT―二十五とすること。ただし、道路有効幅員六メートル未満の道路にあつては、規格をT―十四とすることができる。

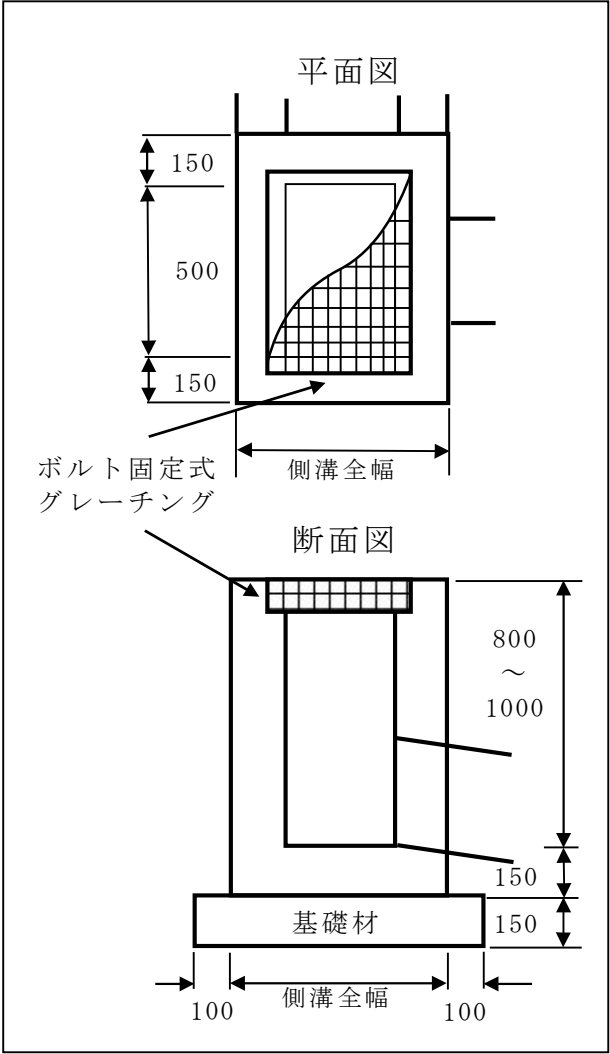
三 集水ます（単位ミリメートル）

イ スリット側溝（自由勾配型等）



備考 集水ますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、交差点部には必ず設置すること。

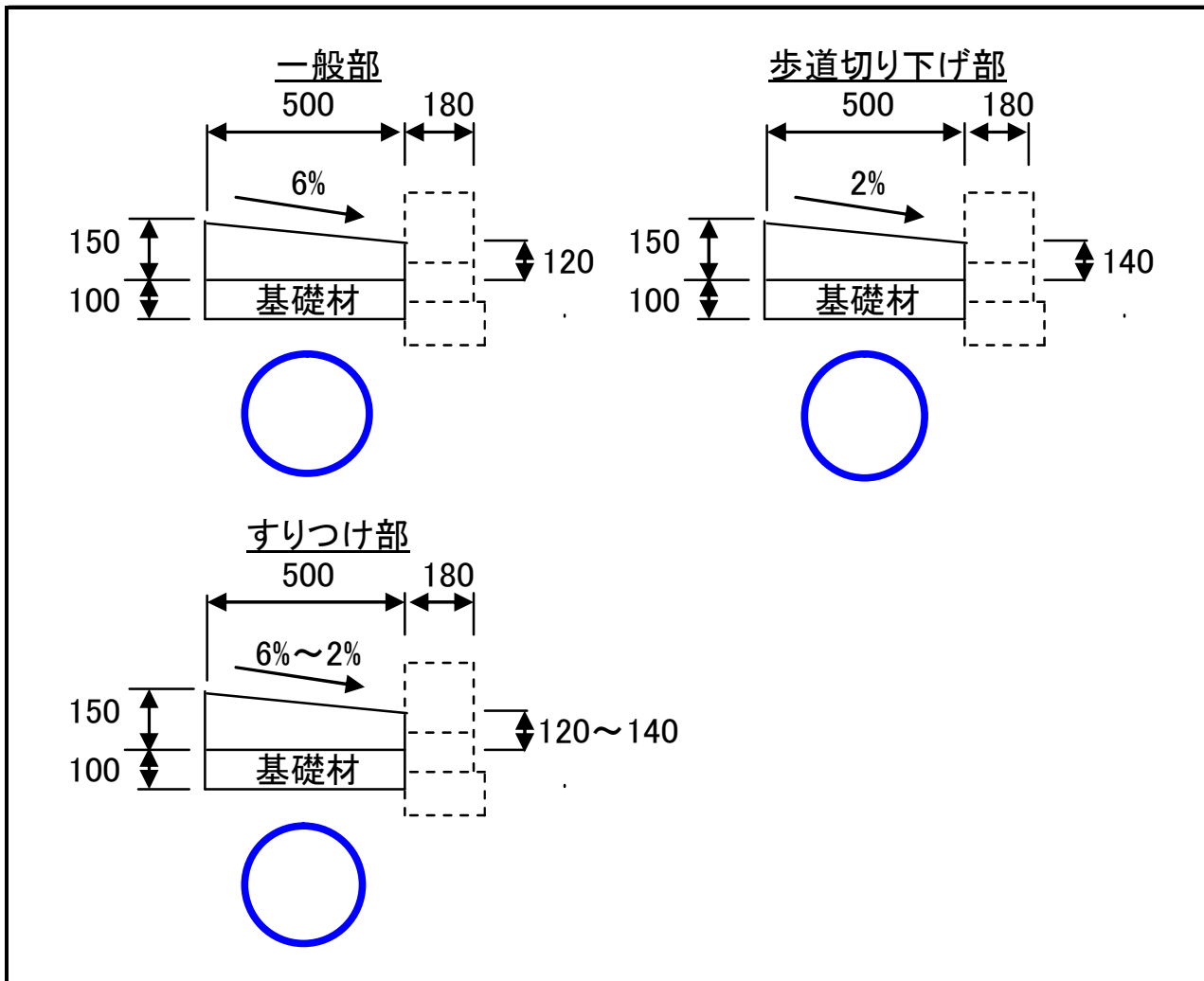
ロ 現場打ち側溝



備考 集水ますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、

交差点部には必ず設置すること。

四 街渠（単位メートル）きよ

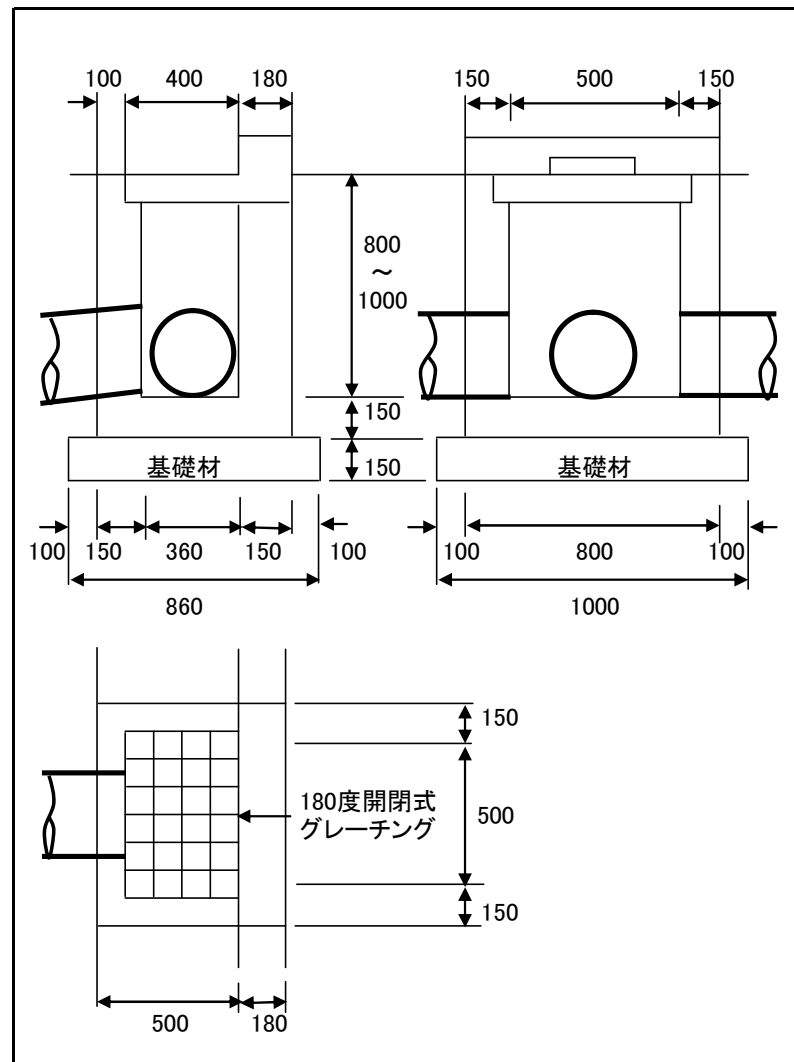


備考

- 一 伸縮目地は、十メートル以内の間隔で設けること。
- 二 排水施設を設ける場合は、管渠又は箱型管渠きよとし、流水断面は三百ミリメートル以上を確保すること。
- 三 施工方法は、現場打ちで行うこととし、二次製品の使用について

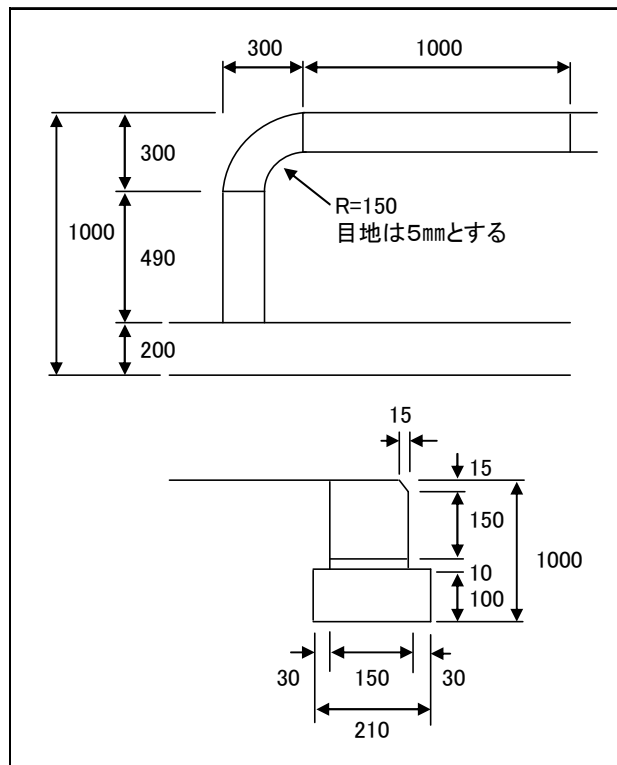
ては、別途協議し、道路管理者の承諾を得ること。

五 街渠ます（単位ミリメートル）



備考 街渠ますは、原則として三十メートル以内の間隔で設置し、交差点には必ず設置すること。

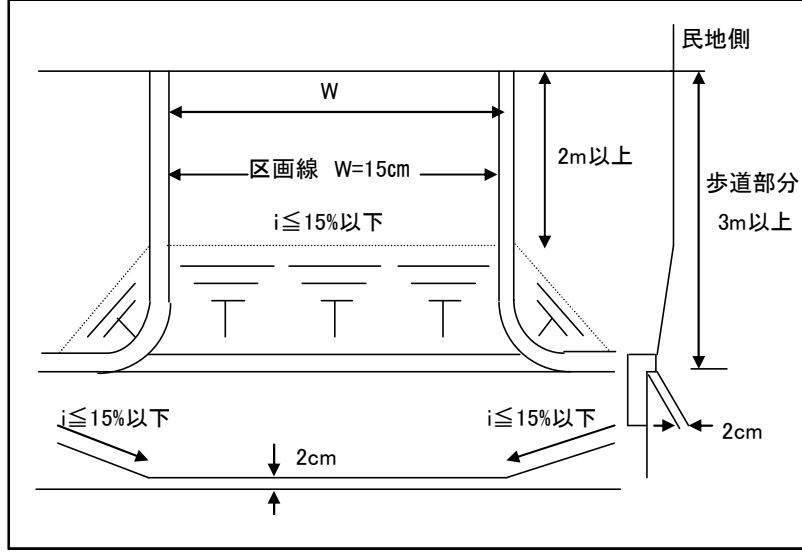
六 植樹帯等（単位ミリメートル）

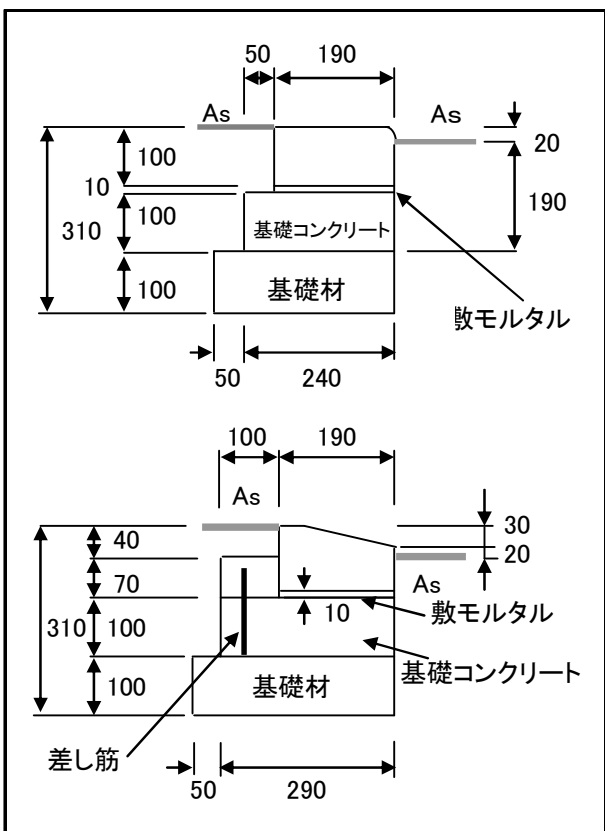


備考 植樹帯に高木を植栽する場合は、防根シートを施すこと。

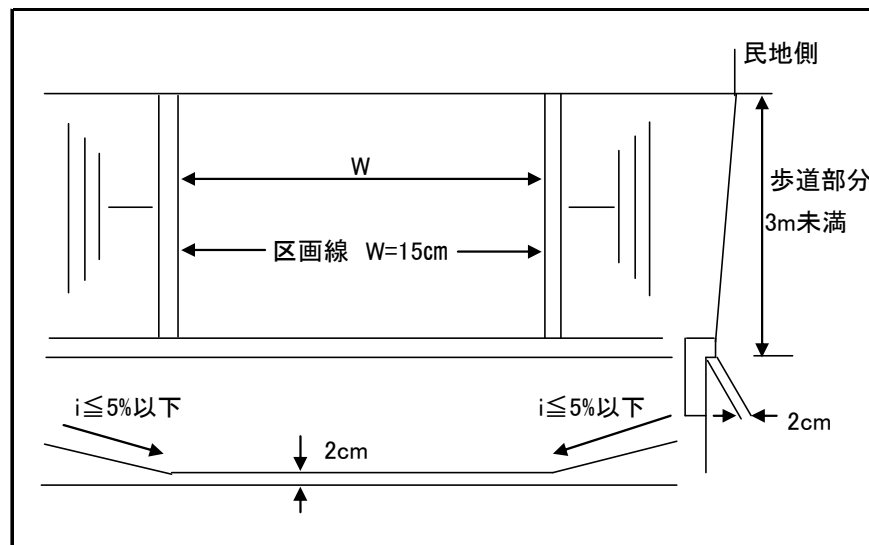
七 歩道の切下げ

イ 歩道幅員が三・〇メートル以上の場合





ハ 切下げ部の境界ブロック (単位ミリメートル)



ロ 歩道幅員が三・〇メートル未満の場合

備考

一 歩道切下げ部の幅（W）は、次のとおりとする。

	出入口一箇所の場合	出入口二箇所の場合
車両出入口の幅	六・〇メートル以下	四・〇メートル以下
備考	一 原則、右記のとおりとし、工場、倉庫、ガソリン給油所等で大型車両の出入りが予想される場所においては、道路管理者と協議の上、例外として、車両の軌跡等により決定する。この場合において、工場、倉庫及びガソリン給油所以外の用途のときは、大型車両の出入りがあることを証明しなければならない。 二 一戸建て専用住宅の出入口は、四・〇メートル以下を標準とする。	

二 歩道巻込部の半径（R）は、一メートルを標準とする。

三 同一敷地内において、歩道切下げ部相互の中心間隔は、十四メートル以上を原則とする。

四 車道部に取り付ける角度は、直角を原則とし、やむを得ない場合でも四十五度以下としてはならない。

五 次に掲げる箇所については、原則として切下げをしてはならない。

イ 横断歩道の中及び交差点の前後五メートル以内

ロ 横断歩道橋の昇降口又は地下横断歩道の前後五メートル以

内

ハ バス停留所施設箇所

ニ 信号機、道路照明柱、道路標識柱等の施設を撤去し、又は移設を必要とする箇所。ただし、当該施設の管理者が撤去し、又は移設することに同意した場合を除く。

ホ 民地側に車両を保管する場所のない箇所

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、道路管理上又は交通安全全上支障があると認められる箇所

（占用）

第十四条 道路の占用は、箕面市道路占用基準によるものとする。

第十五条 削除

第三章 公園

（施設）

第十六条 公園施設は、次の表に掲げるものとする。

面積	施設名	植栽	遊具施設	園名板	照明灯	散水栓	水飲み栓	ベンチ	藤棚又は 日よけ	
九十平方メートル以上三百平方メートル未満	公園面積の三十パーセント以上	二以上	一以上	一以上	一以上	一以上	一以上	二以上		
三百平方メートル以上千平方メートル未満										都市計画公園に準じた内容とし、別途協議の上決定する。
千平方メートル以上										

備考

一 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン及び都市公園における遊具の安全確保に関する指針に配慮して計画し、及び整備すること。

二 植栽は、樹形及び植樹間隔に配慮して計画すること。

三 高木の植栽位置については、枝葉が隣接地の迷惑にならないよう

う配慮し、高木には樹名板を取り付けること。

四 植栽地は、土壤改良材等を使用すること。

五 遊具は、導線の交錯などを配慮し、十分な安全領域を確保して配置すること。

六 照明灯は、原則、LED（公園内において、三ルクス以上の照度又は周辺環境への配慮を要する等の理由により市長と別途協議をして決定した照度を保つことができるものに限る。）とし、支柱はアルミテーパーポールとすること。

七 水散水栓はキー式十三ミリメートルカップリング付きとすること。

八 広場は真砂土舗装（仕上げ厚十五センチメートル）とし、必要に応じて透水管を埋設すること。

九 フェンスは、メッキ処理済のパイプフェンス、メッシュフェンス又はネットフェンスを使用すること。

（位置及び形状）

第十七条 公園の位置及び形状は、次に掲げるところによるものとする。

一 公園は、建設行為区域内の中央付近に設置し、傾斜地、低湿地その他利用に障害及び危険となる場所を避けること。

二 公園の形状は、公園施設が有効に配置できるよう公園面積の七十パーセント以上を平坦地とすること。

三 公園の出入口は、すべて公道に接しているものとし、千平方メートル以上の規模となる公園にあつては、二箇所以上の出入口を設けること。

四 公園の入口等は、原則として階段としないこと。

五 土地境界は、コンクリート擁壁、石積等の工作物又は明確な地形若

しくは地物により仕切り、要所にコンクリート境界杭を設置すること。

第四章 下水道

第一節 総則

（築造等）

第十八条 下水道の築造は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 下水の排除方式は、分流式とする。
- 二 下水道施設は、維持管理が容易で、かつ、管理者を明確にすること。
- 三 汚水管渠は暗渠とし、雨水管渠は原則として開渠とすること。
- 四 下水道施設は、管渠内に沈殿物が堆積しない適切な流速を確保すること。

五 下水の排水は、自然流下とすること。ただし、やむを得ない場合は、ポンプ排水とすることができる。

（添付図面）

第十九条 下水道施設の築造については、次に掲げる図面等（括弧内は縮尺）を添付するものとする。

- 一 平面図（二百五十分の一又は三百分の一）
- 二 縦断図（縦百分の一、横二百五十分の一又は三百分の一）
- 三 横断図（百分の一）
- 四 構造図
- 五 吐口箇所図
- 六 下水道接続箇所図
- 七 流域図
- 八 流量計算書
- 九 地下埋設物調査図

十 その他必要とされる図書

第二節 下水設備

（污水管等）

第二十条 污水管等の設置は、次に掲げるところによるものとする。

一 最小管径は、二百ミリメートルとすること。

二 污水管の断面は、計画汚水量（八百五十リットル／日・人）の二倍を処理できること。

三 污水管の勾配は、やむを得ない場合を除き百分の一以上とすること。

（雨水の処理）

第二十一条 計画雨水量は、原則として次の表により算出するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A$$

Q：雨水流出量（m³／sec）

C：流出係数

I：時間当たり降雨量（90mm／hour）

A：集水面積（ha）

2 暗渠きょの最小管径は、二百五十ミリメートルとする。

3 管渠きょの断面は、開渠きょにあつては計画雨水量の一・二倍又は余裕高三十センチメートルのうち小さいほうとし、暗渠きょにあつては計画雨水量の一・二倍とし、流速は、毎秒一メートルから一・八メートルとする。

(流量の計算)

第二十二條 管渠きよの流量計算は、マニング式又はクッター式を用いるものとする。

(管渠きよ)

第二十三條 管渠きよの設置は、次に掲げるところによるものとする。

一 二百ミリメートルの污水管は、硬質塩化ビニール管(J S W A S K
「一」又は同等以上のものであること。

二 二百五十ミリメートル以上の污水管、雨水管は、遠心力鉄筋コンクリート管(J I S A 五三七二)又は同等以上のものであること。

三 管渠きよの接合方法は、管頂接合又は管中心接合とすること。ただし、勾配が急な場合にあつては、段差接合又は階段接合とすることができ
る。

四 地盤が軟弱な場合又は管渠きよに働く外圧が大きい場合にあつては、砂利基盤、コンクリート基盤等の有効な基礎を設けること。

五 管渠きよの最小土被りは、原則として一・二メートル以上とすること。
(マンホール)

第二十四條 暗渠きよ構造でマンホールを設ける箇所は、次に掲げるものとする。

一 管渠きよの起点、方向、勾配及び断面が変化する箇所、落差を生ずる箇所又は管渠きよが会合する箇所

二 管渠きよの長さがその内径又は内法幅のりの百二十倍を超えない範囲において、管渠きよの維持管理上必要な箇所

2 マンホールの形状及び構造は、次のとおりとする。

一 形状 次の表によるものとする。

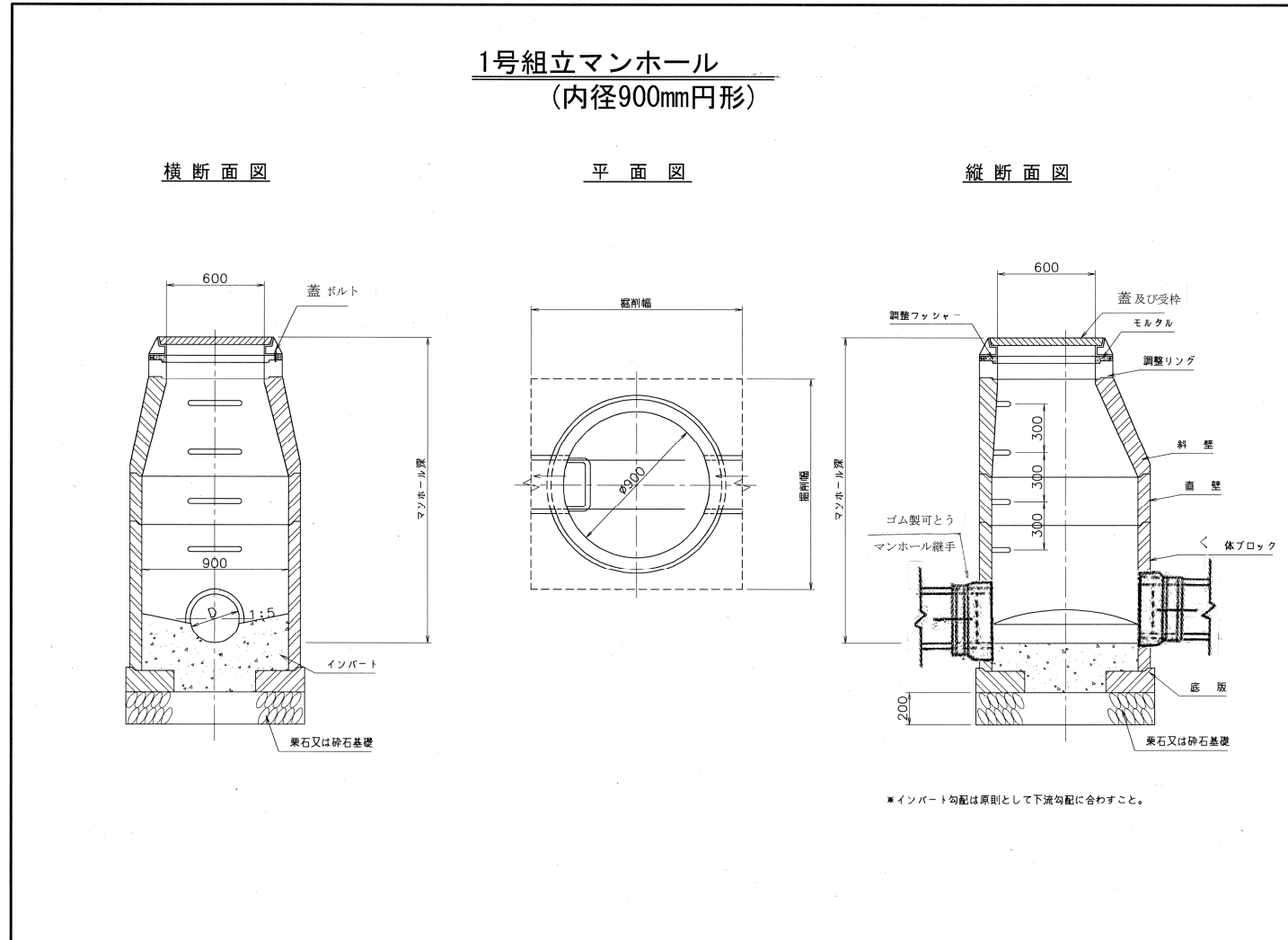
名称	形状寸法	用途
一号マンホール	内径九百ミリメートル 円形	管の起点及び六百ミリメートル以下の管の中間点並びに内径四百五十ミリメートルまでの管の接合点
二号マンホール	内径千二百ミリメートル 円形	内径九百ミリメートル以下の管の中間点及び内径六百ミリメートル以下の管の接合点
三号マンホール	内径千五百ミリメートル 円形	内径千二百ミリメートル以下の管の中間点及び内径八百ミリメートル以下の管の接合点
備考 足掛金物は、インバートの天端より三十センチメートルまで設置すること。		

二 構造 次に掲げる図によるものとする。

イ 一号マンホール基準構造図

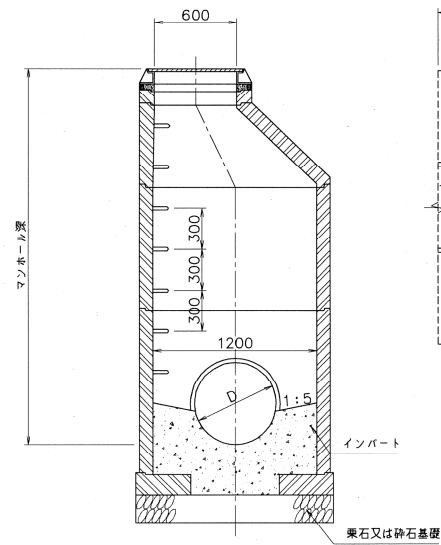
ロ 二号マンホール基準構造図

備考 マンホールの構造を組立式としたときは、基準構造図と同等以上の耐久力を有しなければならない。

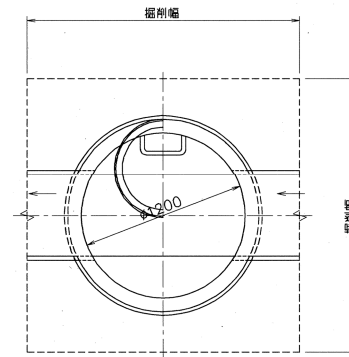


2号組立マンホール (内径1200mm円形)

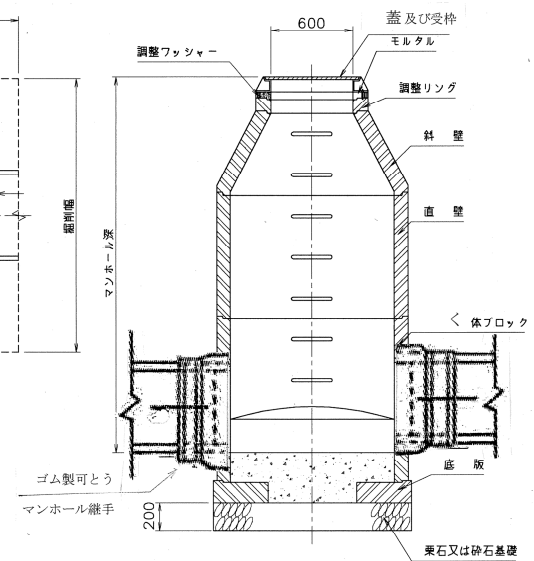
横断面図



平面図

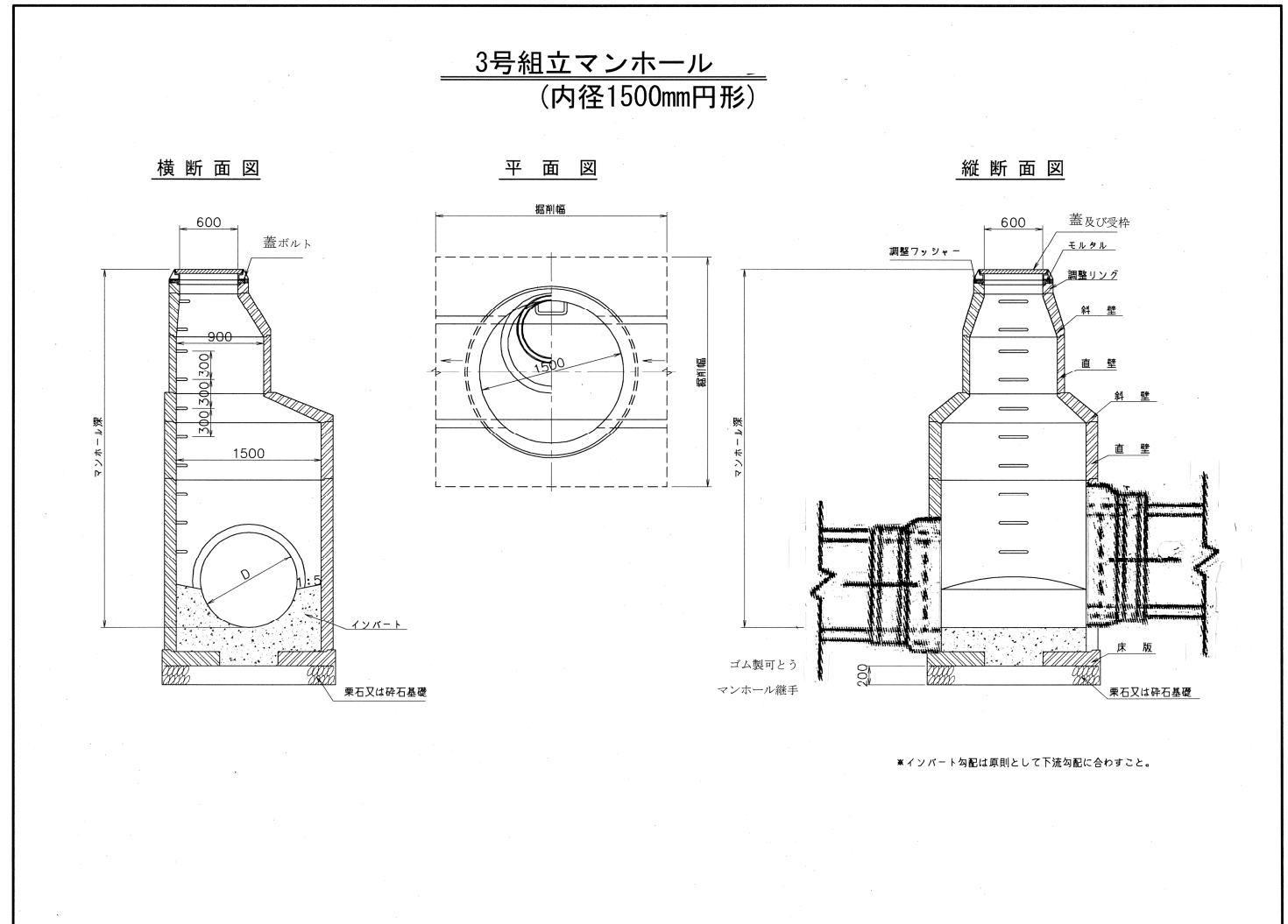


縦断面図



※インバート勾配は原則として下流勾配に合わせること。

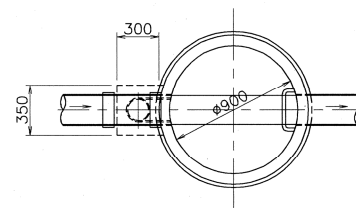
三 汚水管の落差が六十センチメートル以上の場合は、次の図に基づく副管付マンホールとし、次の図によるものとする。



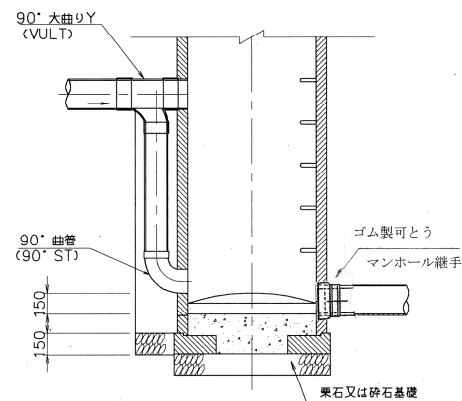
四 雨水管渠の落差は、原則として六十センチメートル未満とする。ただし、六十センチメートル以上となる場合は、底部に石張り等を設置

副管付きマンホール構造標準図 (本管φ200 副管φ150の場合)

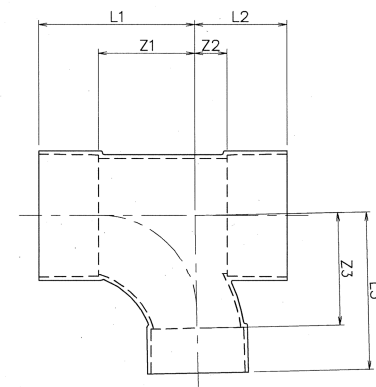
平面図



断面図



90° 大曲りY φ200×φ150 (VULT)

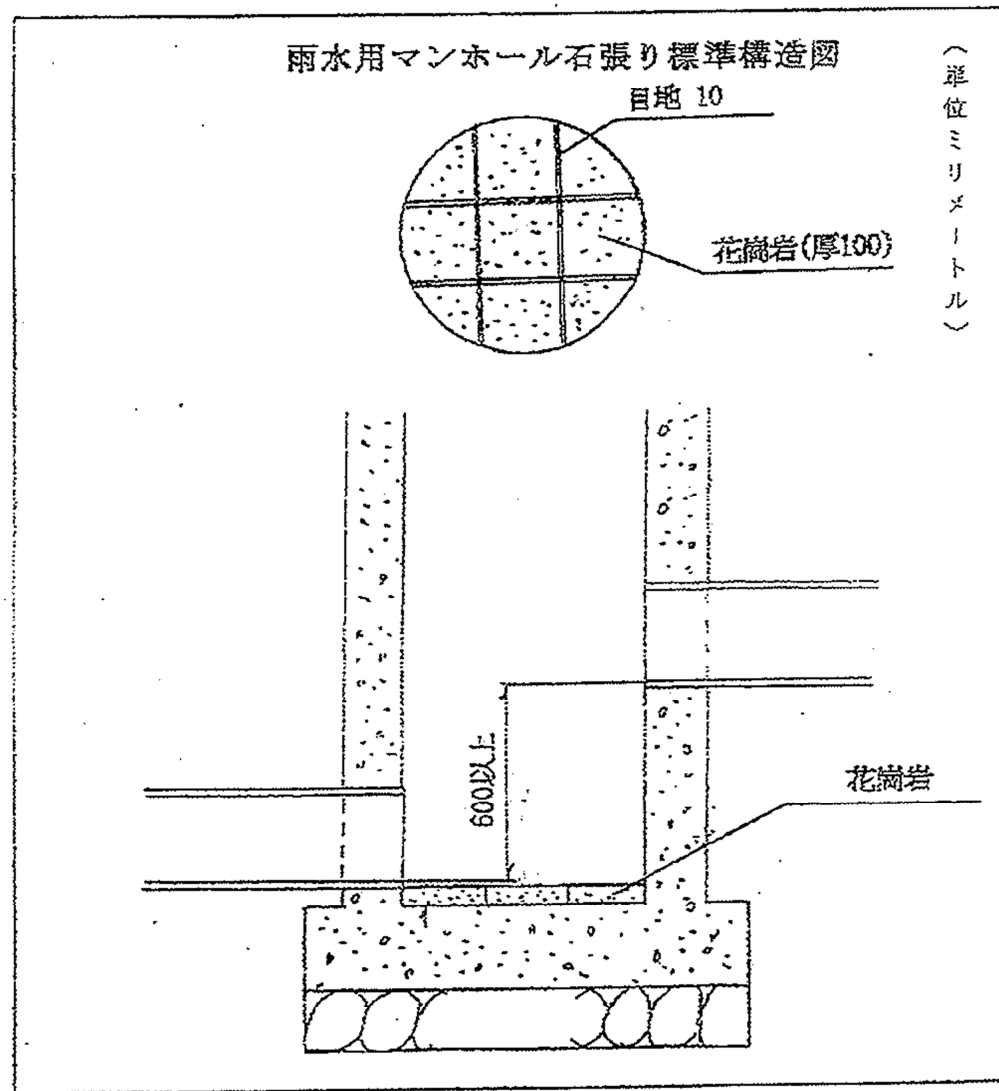


注 材料についている矢印は無視すること。

		(単位mm)					
品名	サイズ	Z1	Z2	Z3	L1	L2	L3
200x150		170	57	196	275	162	278

備考 Z1,Z2及びZ3の許容部は、呼び径100以下は±2mm
呼び径150は±3mmとする。

し、次の図によるものとする。



備考 マンホールの構造を組立式としたときは、基準構造図と同等以上の耐久力を有しなければならない。

(マンホール蓋)

第二十五条 マンホール蓋は、内径六百ミリメートルのダクトイル鑄鉄製で軽車道用とし、次の図のいずれかによるものとする。ただし、国道、府道、都市計画道路等の主要な道路においては、重車道用とする。

蓋の表面模様

T-14

呼び600

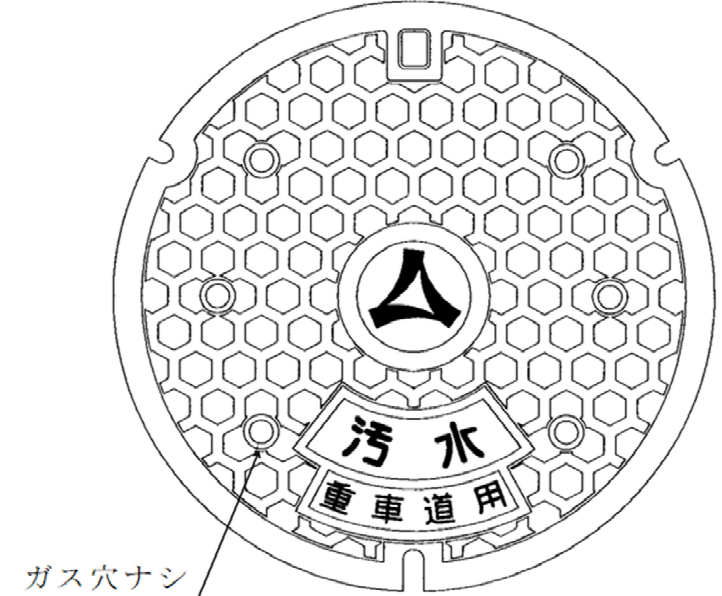
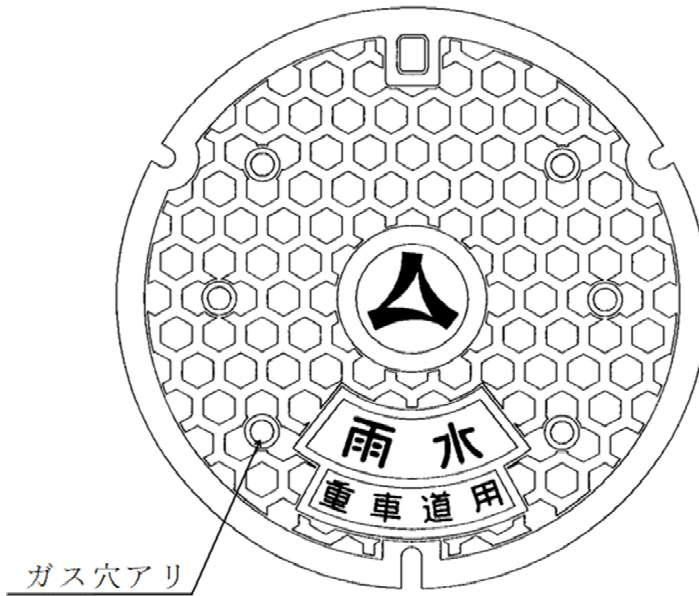


2 マンホールふたは、箕面市型で、雨水管渠きよにあつては雨水用、汚水管

蓋の表面模様

T-25

呼び600

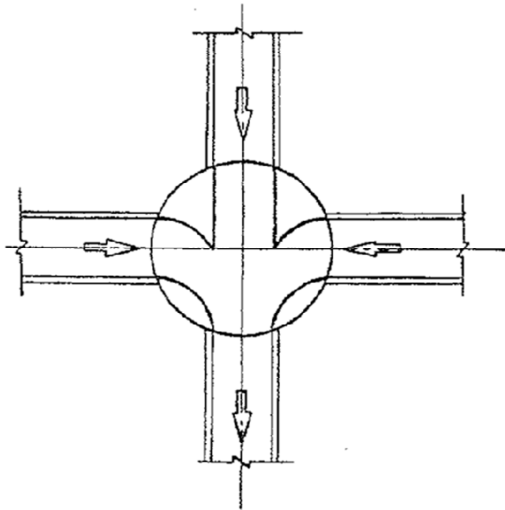


(インバート)

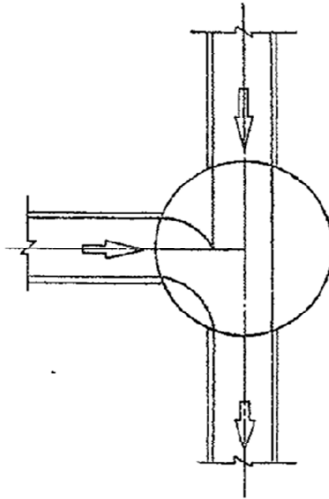
第二十六条 汚水の円滑な流下を図るため、管渠きよの接合の状況により、次の図のインバートを設置するものとする。

インバート

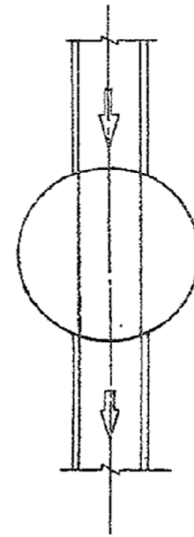
4点会合



3点会合



2点会合



（取付管）

第二十七条 雨水の取付管の設置は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 取付場所は、マンホールとし、取付位置は、落差が六十センチメートルの位置までの範囲とすること。
- 二 取付管数は、原則として二本以内とすること。ただし、やむを得ず三本以上を取り付ける場合は、マンホールの構造がそれに対応できるものであること。

三 取付管は、硬質塩化ビニール管（J S W A S K ー 一）又は同等以上のもので、内径二百五十ミリメートル以上とすること。

2 汚水の取付管の設置は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 取付場所は、本管又はマンホールとし、取付位置は、本管にあつては中心線より上方とし、マンホールにあつては原則としてインバートの天端とする。

二 マンホールにおける取付管の本数は、二本以内とすること。

三 取付管は、硬質塩化ビニール管（J S W A S K ー 一）又は同等以上のもので、内径百五十ミリメートル以上とすること。

四 本管における取付管の設置間隔は、原則として一メートル以上とすること。

（公共ます）

第二十八条 公共ますの設置は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 公共ますは、原則として各戸敷地内の道路に近接した場所（概ね一メートル以内）に設置すること。

二 公共ますの底部は、鉄筋コンクリート製はインバート構造とすること。

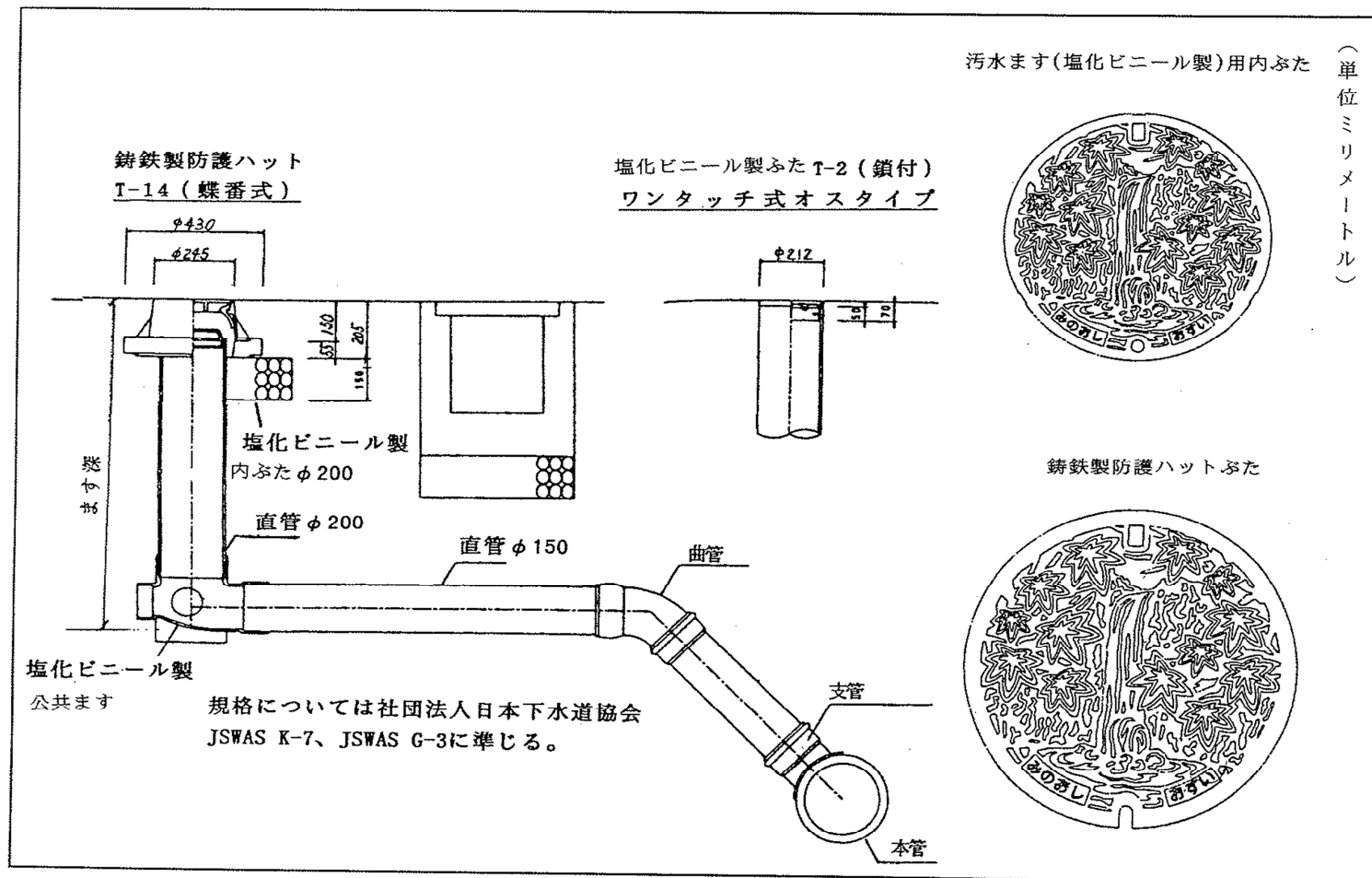
公共ますの形状及び構造は、次のとおりとする。

一 形状 次の表によるものとする。

形状寸法	取付管の内径	ますの深さ
内径二百ミリメートル円形（塩化ビニール製）	百五十ミリメートル以下	九十センチメートル以下
内径三百五十ミリメートル円形（鉄筋コンクリート製）	二百ミリメートル以下	九十センチメートル以下
内径四百五十ミリメートル円形（鉄筋コンクリート製）	二百五十ミリメートル以下	百二十センチメートル未満
内径六百ミリメートル円形（鉄筋コンクリート製）	二百五十ミリメートル以下	百五十センチメートル未満
内径九百ミリメートル円形（鉄筋コンクリート製）	二百五十ミリメートル以下	百五十センチメートル以上
備考 車両が通過する場所にあつては、密閉型鉄ふた（塩化ビニール製公共ますは、防護ハットが付いているもの）とすること。		

二 構造 次のとおりとする。

イ 箕面市型公共ます（塩化ビニール製）内径二百ミリメートル
次の図のとおりとする。



ロ 箕面市型公共ます（鉄筋コンクリート製）内径九百ミリメートル
第二十四条第二項第二号イの一号マンホール基準構造図と同じとする。

第三節 排水設備

（管渠）

第二十九条 管渠は、鉄筋コンクリート管、硬質塩化ビニール管等とする。
2 排除方法は、雨水と汚水（し尿汚水及び雑排水をいう。）とを分離して排除する分流式とする。

3 管渠の内径、排水面積又は排水人口及び勾配は、次のとおりとする。
一 雨水管 次の表によるものとする。

内 径	排水面積		勾 配
百ミリメートル以上 百五十ミリメートル未満	二百平方メートル未 満	五十分の一以 上	
百五十ミリメートル以上 二百ミリメートル未満	六百平方メートル未 満	七十分の一以 上	
二百ミリメートル以上	千二百平方メートル 未満	八十分の一以 上	
備考			
一 一部の雨水を排除するための枝管で、延長が三メートル未満のものは、内径七十五ミリメートルの雨水管を用いることができる。			
二 排水面積が千二百平方メートル以上については、雨水計算で決定する。			

二 污水管 次の表によるものとする。

内径	排水人口	勾配
百ミリメートル以上	百五十人未満	五十分の一以
百五十ミリメートル未満		上
百五十ミリメートル以上	三百人未満	七十分の一以
二百ミリメートル未満		上
二百ミリメートル以上	六百人未満	八十分の一以
二百五十ミリメートル未満		上
二百五十ミリメートル以上	汚水量計算により求めた人口	百分の一以上
備考 一部の汚水を排除するための枝管で、延長が三メートル未満のものは、内径七十五ミリメートルの污水管を用いることができる。		

(トラップ)

第三十条 污水排水管には、臭気及び衛生害虫防止のため原則として器具トラップを設置するものとする。ただし、衛生器具等にトラップの取付けが困難な場合は、トラップ付ますを設置しなければならない。

2 トイレの污水排水管は、トラップ付ますのトラップ部には接続してはならないものとする。

3 污水排水管は、二重トラップにしないものとする。
(ますの設置位置等)

第三十一条 ますの設置位置は、次に掲げるところとする。

一 管渠きょの起点、終点、合流点、屈曲点等

- 二 管渠の内径又は管種が異なる箇所
- 三 管渠の長さ^{きよ}がその内径の百二十倍を超えない範囲
- 2 雨水ますは、原則として浸透式ますとする。
- 3 ますの内径又は内法幅^{のり}とますの深さは、次のとおりとする。
 - 一 雨水ます 次の表によるものとする。

ますの内径又は内法幅 ^{のり}	連結管の内径	ますの深さ
百五十ミリメートル以上 三百五十ミリメートル未満	五十ミリメートル以上 二百ミリメートル以下	七十センチ メートル以下
三百五十ミリメートル以上 四百五十ミリメートル未満	五十ミリメートル以上 二百ミリメートル以下	九十センチ メートル以下
四百五十ミリメートル以上 六百ミリメートル未満	五十ミリメートル以上 三百五十ミリメートル以下	百二十センチ メートル未満
六百ミリメートル以上 九百ミリメートル未満	五十ミリメートル以上 二百五十ミリメートル以下	百五十センチ メートル未満
九百ミリメートル以上	五十ミリメートル以上	百五十センチ メートル以上

二 汚水ます 次の表によるものとする。

備考	ますの内径又は内法幅 ^{のり}			連結管の内径			ますの深さ		
	百二十五ミリメートル以上			五十ミリメートル以上			八十センチ		
	三百五十ミリメートル未満			二百ミリメートル以下			メートル以		
	三百五十ミリメートル以上			五十ミリメートル以上			九十センチ		
	四百五十ミリメートル未満			二百ミリメートル以下			メートル以		
	四百五十ミリメートル以上			五十ミリメートル以上			百二十センチ		
	六百ミリメートル未満			二百五十ミリメートル			チメートル		
				以下			未満		
	六百ミリメートル以上			五十ミリメートル以上			百五十センチ		
	九百ミリメートル未満			二百五十ミリメートル			チメートル		
				以下			未満		
	九百ミリメートル以上			五十ミリメートル以上			百五十センチ		
							チメートル		
							以上		

(ポンプ施設)

第三十二条 排水施設に地形上ポンプ施設が必要な場合は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 無人運転を行うことができる設備であること。

二 ポンプは二台とし、自動交互運転及び単独運転ができること。
三 故障、停電その他非常の場合に対処できること。

四 臭気及び騒音の防止に留意すること。

五 地下室の場合は、室内の換気及び排水を行うことができる設備とすること。

六 ポンプ制御盤等の設置用地は、広く確保し、必要に応じて危険防止柵を設けること。

第五章 河川等

（河川の整備）

第三十三条 河川等の整備は、次に掲げるところによるものとする。

一 河道は、原則として掘込式とすること。

二 計画河床は、現況河床より低くし、勾配は、流下能力により決定すること。

三 流出係数は、原則として〇・八以上とすること。

四 構造は、石積み、コンクリートブロック擁壁、鉄筋コンクリート又は鉄筋コンクリート組立土止めとすること。

五 連石積又はコンクリート擁壁とする場合は、水抜孔を標準以上に設けること。

六 計画高水位に対し、三十センチメートル以上の余裕高をとること。

（添付図面）

第三十四条 河川等の整備に当たっては、次に掲げる図面等（括弧内は縮尺）を添付するものとする。

一 平面図（二百五十分の一又は三百分の一）

二 縦断面図（縦百分の一、横二百五十分の一又は三百分の一）

三 横断面図（百分の一）

四 構造図

五 流域図

六 流量計算書

七 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図面

(計画高水流量)

第三十五条 計画高水流量は、次の表により算出するものとする。

$$Q = \frac{1}{360} \times C \times I \times A \cdots (\text{合理式})$$

Q : 計画高水流量 (m³/sec)

C : 流出係数 0.8 以上

I : 時間当たり降雨量 (mm/hr)

A : 流域面積 (ha)

(流量の計算)

第三十六条 計画断面の設定に当たっては、マンニングの式を用いるものとする。

(沈砂池)

第三十七条 沈砂池は、工事中及び工事完成後の土砂流出に対し、十分な容量を有するものでなければならない。

(遊水池)

第三十八条 遊水池の規模は、次に掲げるものとする。

一 遊水池の容量は、原則として次の表により算出すること。

$$V = 10 R \cdot A \cdot (f_2 - f_1) \times 1.2$$

V : 遊水池の容量 (m³)

R : 計画雨量 = 175 (mm)

A : 流域面積 (ha)

f₁ : 開発前の流出係数 = 0.7

f₂ : 開発後の流出係数 = 0.9

二 採択計画洪水雨量は、五時間の継続降雨とし、時間当たりの降雨量は、各時間ごとに十七ミリメートル、二十八ミリメートル、九十里メートル、二十八ミリメートル及び十二ミリメートルで、総雨量は、百七十五ミリメートルとすること。

三 流出係数は、工事前にあつては〇・七、工事後にあつては〇・九とすること。

四 遊水池は、洪水調整を効果的に行うため、原則として時間当たり最大降雨量三十ミリメートル、五十ミリメートル及び六十五ミリメートルに対応する三段式オリフィスを設置すること。

五 越流式の余水吐を設置するものとし、その放流口断面は、時間当たり降雨量九十里メートル、放流係数一・〇により計算すること。

六 法面は、護岸等によつて保護し、外周には原則として、高さ一・八メートル以上の進入防止柵等を設置すること。

第六章 消防水利施設等

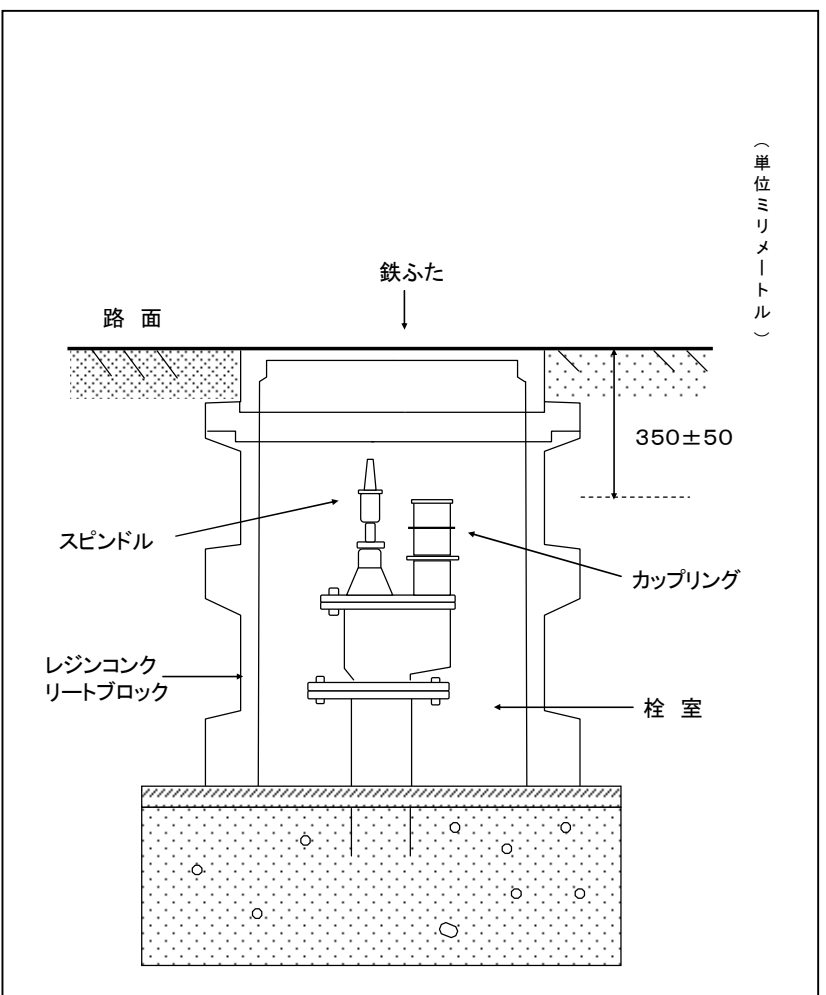
（設置場所）

第三十九条 消防水利施設は、消防ポンプ自動車が二台以上容易に接近できる水平な場所に設置するものとする。

2 防火水槽用地（消防帰属）に防火水槽を設置する場合は、原則として、民地との境界から防火水槽本体まで二メートル以上の作業用空地を確保するものとする。

（消火栓の規格及び構造）

第四十条 消火栓の規格及び構造は、原則として、次の図によるものとする。



備考

一 構造は、呼称六十五の口径を有する地下式とし、原則として、百五十ミリメートル以上の水道管に設けること。

二 栓室は、レジンコンクリートブロック積とすること。

三 指定の鉄ふたを設置し、路面との段差がないこと。

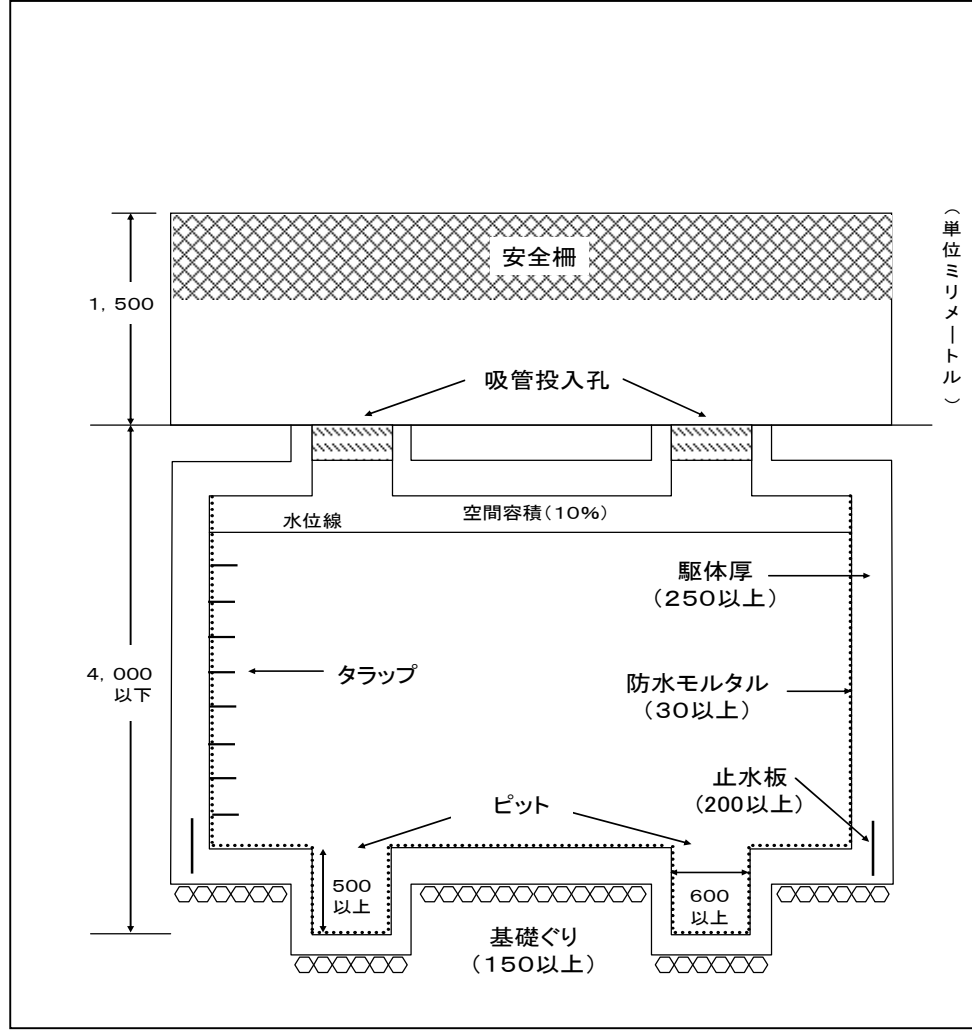
（防火水槽の規格及び構造）

第四十一条 防火水槽の規格及び構造は、次の各号及び次の図によるものとする。

一 防火水槽の規格は、現場打ち鉄筋コンクリート製又は二次製品の検定品とし、容量は四十立方メートル以上とする。

二 地下埋設式とし、水槽底の深さは、地上より四メートル以内で漏水防止が完全であること。

三 原則として、一槽式とし、ふた及び底を有し、直径六十センチメートル以上の吸管投入孔を二箇所設置し、指定の鉄ふたを設置すること。



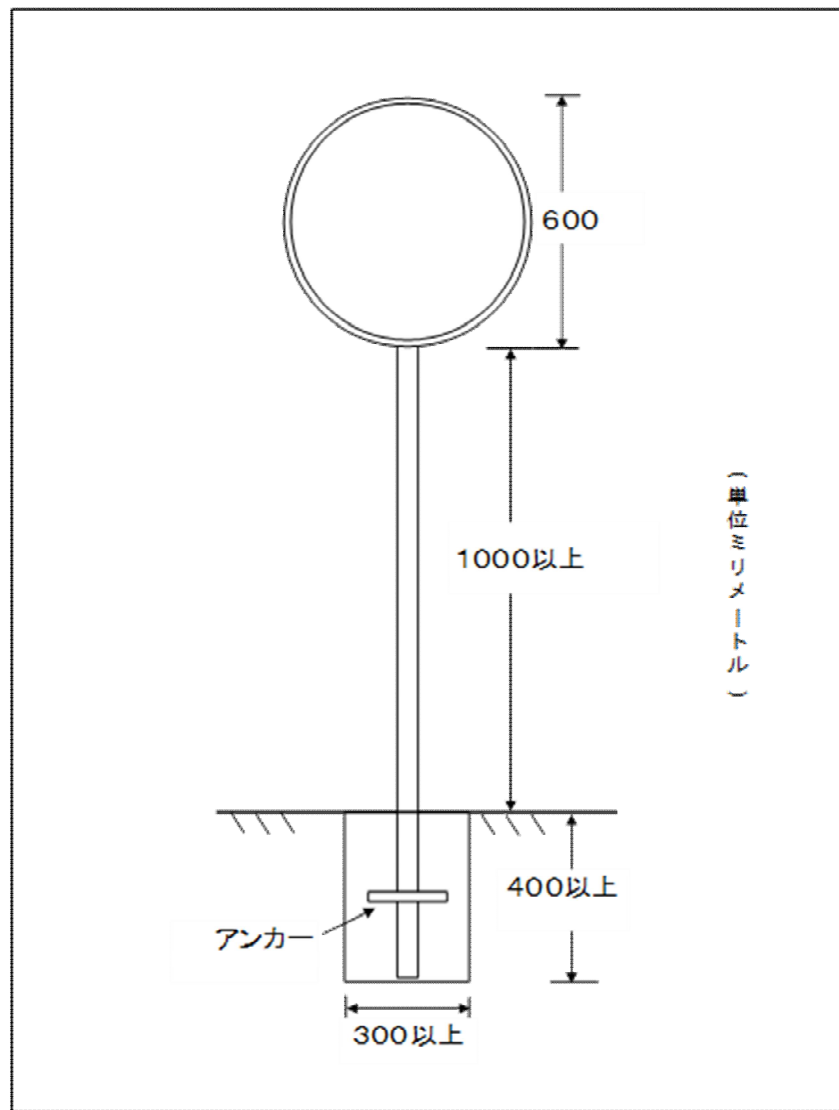
備考

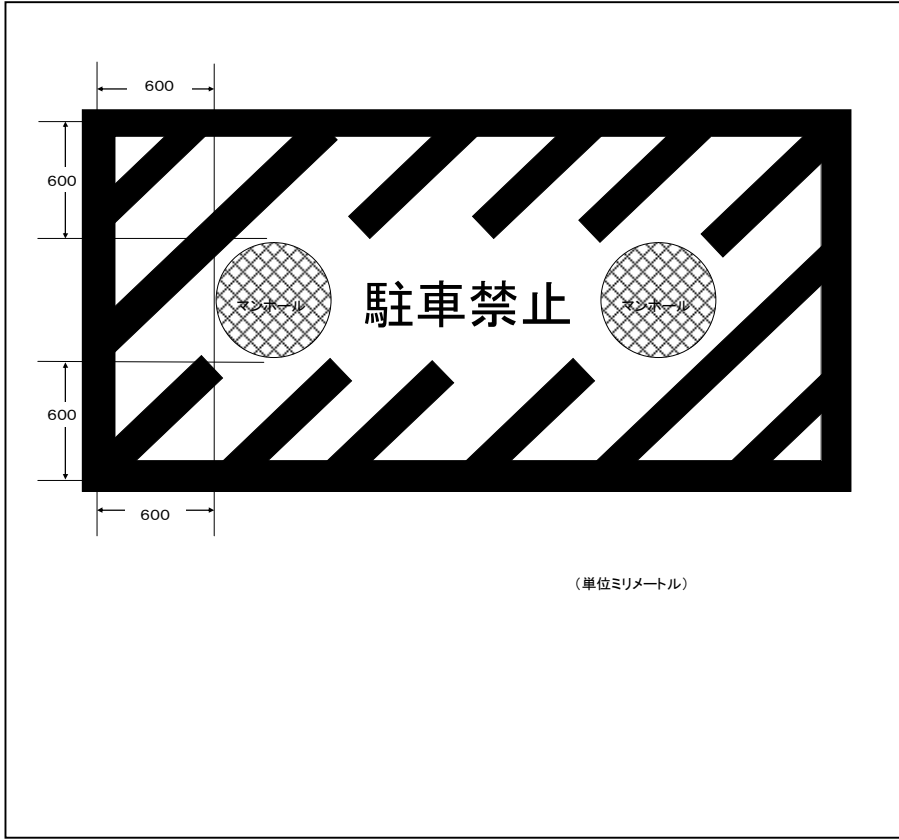
- 一 空間容積は、十パーセントを確保すること。
- 二 止水板は、二十センチメートル以上とすること。
- 三 ピットの大きさは、一辺又は直径は六十センチメートル以上とし、深さ五十センチメートル以上とすること。
- 四 必要に応じて、安全柵を設け、消防隊専用の出入口を設置すること。

(消防水利施設の標示)

第四十二条 防火水槽等の標示は、次の図によるものとし、消火栓及び防火水槽の鉄ふたに黄色塗料を塗布すること。

備考 標識は、防火水槽等から五メートル以内に設置すること。





備考

- 一 路面標示は、原則として、車路等に設けること。
- 二 文字は、四十センチメートル角とすること。
- 三 路面標示の色は、白色又は黄色（道路上に設ける場合は白色に限る。）によること。

（消防活動空地等）

第四十三条 消防活動空地等とは、次に掲げるものをいう。

- 一 はしご車等の進入路（以下「進入路」という。）
- 二 はしご車等の消防活動空地（以下「活動空地」という。）
- 三 消火活動上必要な施設
- 四 前三号に掲げるもののほか、消防活動及び避難上必要とする消防用施設（以下「消防用施設」という。）

（進入路）

第四十四条 進入路は、はしご車等が容易に走行できる幅員を確保するものとする。

2 進入路又は汚水枳等の構造物は、次条第一項の表の活動空地の耐圧の区別によるものとする。

（活動空地）

第四十五条 活動空地は、はしご車等の活動に必要な専用空地及びその空間とし、その規模等は、次の表に掲げるものとする。

車 両 種 別	はしご 車 等		
	十五メ ートル 級	四十メ ートル 級	
建築物の規模	三階建て又は 四階建ての建 築物であり、か つ、架梯最高高 さが十五メー トル未満のも の（一戸建て専 用住宅を除 く。）	五階建て以上 の建築物又は 架梯最高高さ が十五メート ル以上の建築 物（一戸建て専 用住宅を除 く。）	
活動空地の規模	建築物と空地まで の距離は五メート ル以内とし、活動空 地は車両が容易に 設置可能な前後方 向に九メートル以 上、全幅五メートル 以上とする。	建築物と空地まで の距離は十メート ル以内とし、活動空 地は車両が容易に 設置可能な前後方 向に十二メートル 以上、全幅六メート ル以上とする。	
耐圧	十四 トン	二十 トン	

2

活動空地の勾配は、原則として、三パーセント以内とする。

3

活動空地は、常時、はしご車等の活動に使用可能な状態を維持するも

のとする。

4 活動空地から建築物までの空間には、はしご車等の活動上障害となる植木、工作物及び庇等を設けないものとする。

（消火活動上必要な施設）

第四十六条 斜面地を利用した建築物（一戸建て専用住宅を除く）にあつては、連結送水管を設置するものとする。

（消防用施設）

第四十七条 三以上の階を有する建築物等（一戸建て専用住宅を除く）は、避難器具等の消防用施設を設置するものとする。

（消防本部との協議）

第四十七条の二 第三十九条から前条までに定める事項に係る詳細に関する事項については、別途消防本部と協議するものとする。

第七章 集会所（施設）

（定義）

第四十八条 この要綱において、「集会所（施設）」とは、規則第四条で規定する集会所であつて、不特定多数の利用者が地域の福祉の向上に資するため利用し、事業者が設置する施設をいう。

（設置基準）

第四十九条 設置しようとする集会所（施設）は、条例、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、大阪府福祉のまちづくり条例（平成四年大阪府条例第三十六号。以下「府条例」という。）に適合し、かつ、次の基準によるものとする。

一 集会所（施設）の建築延面積は、規則別表第三に定める建設基準によるものとする。

二 外観等は、箕面市都市景観条例（平成十九年箕面市条例第三十五号）

等の景観に関する諸規定に適合し、周辺と調和のとれたものとする。

三 建物は平屋建てを原則とし、維持管理しやすい構造であること。

四 集会所（施設）の設計計画に当たっては、次の附属施設又は設備を設置すること。

イ 集会室（広間、和式又は洋式）、予備室

ロ 湯沸設備及び給排水設備

ハ トイレ（男女別、身障者用）

ニ 冷暖房設備（室外機については、排気及び騒音が近隣に及ばないよう配慮すること。）

ホ 外灯及び玄関灯

ヘ 植栽

ト 駐車場、自転車駐輪場（設置については、規則に定める建設基準によること。）

チ 机、いす、室内照明器具その他の集会所（施設）として必要な備品

リ 建物の周囲の目隠しフェンス等による遮音又は遮光のための設備

（設置費用）

第五十条 集会所（施設）の設置に係る費用は、事業者が負担するものとする。

（維持管理）

第五十一条 集会所（施設）の維持管理は、開発区域等に自治会が結成され、当該自治会に維持管理が引き継がれるまでの間は、設置した事業者が行い、その経費を負担するものとする。

（その他）

第五十二条 第四十八条から前条までに定める事項のほか、集会所（施設）

の設置に関し必要な事項は、市と設置主体の事業者の双方が協議の上、取り決めることとする。

第八章 交通安全施設

（防護柵）

第五十三条 防護柵は、周囲の状況等を勘案の上、次に掲げる箇所を設置するものとする。

- 一 道路面と路外との落差が一メートル以上ある箇所
- 二 道路に近接して河川、水路、池沼等がある箇所
- 三 交差点、曲線部、バス停留所付近等の危険な箇所
- 四 歩行者の安全確保、車両の転落防止等のために必要と認められる箇所

（区画線）

第五十四条 区画線は、安全で円滑な交通を確保するために必要と認められる車道の中央又は路側に設置するものとする。

（カーブミラー）

第五十五条 カーブミラーは、次の表に掲げるところにより、他の車両歩行者等を確認するために必要と認められる箇所に設置するものとする。ただし、道路管理上又は交通安全上支障があると認められる場合は、この限りでない。

	道路有効幅員が六メートル未満の交差点又は曲線部	道路有効幅員が六メートル以上の交差点又は曲線部
ミラーの直径	六百ミリメートル	八百ミリメートル

備考

- 一 道路有効幅員の異なる道路が交差する場合は、最も広い道路に必要なミラーを設置すること。
- 二 G Lから百センチメートルまでのポール部分には、防錆処理を施すこと。

(道路照明灯)

第五十六条 道路照明灯は、次に掲げるところにより、LED照明にて設置するものとする。

- 一 主要道路で連続して設置する場合は、次の表によるものとする。

道路有効幅員	照度	設置間隔
十メートル未満	水銀灯百ワット相当以上	二十五メートル
十メートル以上 十二メートル未満	水銀灯二百ワット相当以上	
十二メートル以上	水銀灯三百ワット相当以上	四十メートル

- 二 交差点、横断歩道、橋りょう、公共施設（道路を除く。）付近等で局部的に設置する場合は、次の表によるものとする。

道路有効幅員	照度
十メートル未満	水銀灯百ワット相当以上
十メートル以上 十二メートル未満	水銀灯二百ワット相当以上
十二メートル以上	水銀灯三百ワット相当以上

(交差点標示)

第五十七条 道路有効幅員六メートル以下の道路で、優先順位が不明確、見通しが悪い等の理由により交通事故のおそれがある交差点には、交差点標示を設置するものとする。

第九章 ごみ集積設備

第五十八条 削除

第五十九条 削除

第六十条 削除

第六十一条 削除

(共同住宅のごみ集積設備)

第六十二条 共同住宅のごみ集積設備は、次表に掲げるところによるものとする。

一 床及び壁の材料、色彩等は、周囲の景観及び環境に配慮すること。

二 壁の高さは、五十センチメートル以上とすること。

三 屋根及び扉を設置する場合は、扉を閉めた時に密閉としない構造とし、入口の開口幅及び高さは二メートル以上とすること

四 建設棟数が複数の場合は、排出経路を考慮し設置箇所数をまとめることができる。この場合の有効面積は、規則別表第六に規定する基準内容に準じて算出するものとする。

2 共同住宅のごみ集積設備は、次の各号のいずれにも該当する場合は、公道に面さない位置に設置する事ができる。

一 収集作業が容易にできる場所であること。

二 収集車が通り抜けできる敷地内通路又は転回スペースがあり集積設備まで安全に後退できる敷地内通路に接している場所であること。

三 通路及び転回スペースが収集車両の重量に耐えうる構造であること。

（戸建住宅のごみ集積設備）

第六十三条 戸建住宅（計画戸数が五戸以上のものに限る。以下この条において同じ。）のごみ集積設備は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 床及び壁の材料、色彩等は、周囲の景観及び環境に配慮すること。
- 二 壁の高さは、五十センチメートル以上とすること。
- 三 近隣住民への配慮、近隣住民からの要望、害獣等によるごみの散乱防止のための対策を講じようとする場合は、事前に関係課と調整を行うこと。

2 計画戸数が二十戸未満の戸建住宅のごみ集積設備で次の各号のいずれにも該当する場合であつて、市の収集計画に支障がないと市長が特に認める場合は、規則別表第六に規定する設置数を減じ、又は免ずることができるものとする。

- 一 収集作業が容易にできる場所であること。
- 二 収集車が通り抜けできる道路（道路法上の道路及び建築基準法第四十二条に規定する道路を含む。以下同じ。）、収集車の転回スペースがある道路又は集積設備まで安全に後退できる道路に接している場所であること。

三 道路及び転回スペースが収集車両の重量に耐えうる構造であること。

3 前項の規定によりごみ集積設備の設置数を減じ、又は免ぜられた場合は、収集担当課と調整し、ごみ排出位置を指定し、又は各戸敷地内に排出スペースを確保しなければならない。

(植栽)

第六十四条 植栽する樹木は、次の表によるものとする。

- 2 樹木の本数は、原則として、十平方メートル当たり高木一本、中木一本、低木十本以上とする。

種別	樹種
高木	イチヨウ、シイ、カシ、クスノキ、クロガネモチ、タイサンボク、ヤマモモ、エノキ、ケヤキ、コブシ、ソメイヨシノ、トウカエデ、ユリノキ、ヤエザクラ、イロハモミジ等
中木	アオキ、アセビ、イヌツゲ、マサキ、モクセイ、ヤツデ、サンゴジュ、オトメツバキ、カナメモチ、トウネズミモチ等
低木	クチナシ、サツキ、シャリンバイ、ジンチョウゲ、ツツジ、トベラ、アジサイ、アベリア、コデマリ、ドウダンツツジ、ボケ、レンギョウ、ユキヤナギ等
備考 植栽時における木の大きさは、高木にあつては幹周りは高さ一・五メートル以上三メートル以上、中木にあつては高さ一・五メートル以上三メートル未満、低木にあつては高さ〇・四メートル程度のものとする。	

第十一章 福祉のまち整備

(建築物等の整備)

第六十五条 福祉のまち整備に関する事項に係る建設基準が適用される建

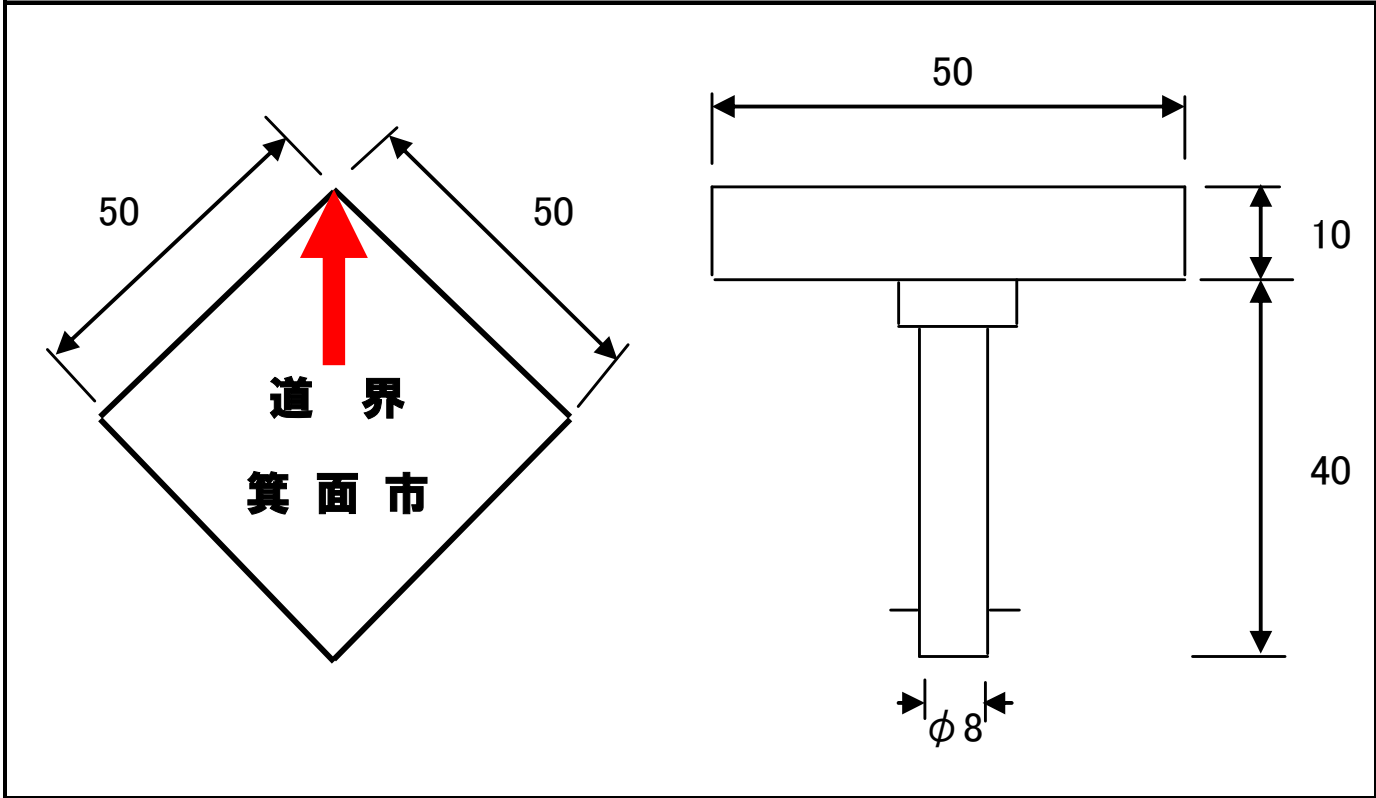
建築物の都市施設は、府条例第三章の建築物特定施設の整備基準を準用する。

第十二章 雑則

（境界標）

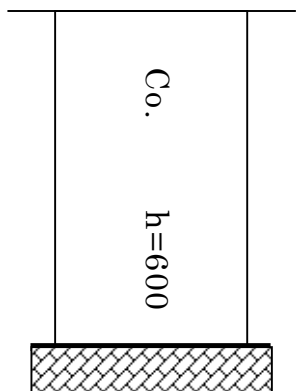
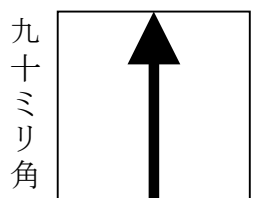
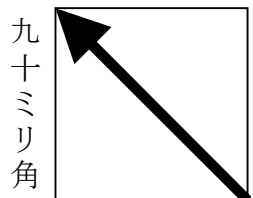
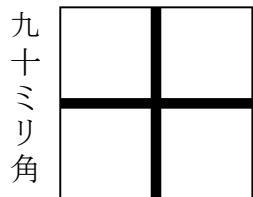
第六十六条 公共施設との境界には、次に掲げるところにより境界標を設置するものとする。

一 道路等で構造物に設置する場合（単位ミリメートル）



備考 標板の材質は、アルミ製とすること。

二 公園敷等で直接地面に設置する場合（単位ミリメートル）



碎石・モルタル

h=150

備考 敷地の状況に応じ、標柱の形状の拡大等市長の指示に従うこと。

（施設の移管及び敷地の帰属）

第六十七条 施行者は、市に移管する施設又は帰属する敷地がある場合にあっては、建設行為完了後速やかに市長が指示する移管又は帰属に必要な書類を提出するものとする。ただし、市長との協議により管理方法等について別の定めを行なったときは、この限りでない。

2 建設行為区域の面積が三万平方メートル以上の建設行為にあつては、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる要件を満たした地形図を提出するものとする。

一 公共測量又は基本測量の成果等を利用し、基準点、水準点等に基づき実測されていること。

二 縮尺は五百分の一以上であること。

三 公共測量に必要な精度を有し、測量に関する資格と経験を有する者が作成したものであること。

四 箕面市道路台帳図式に準じ、地形、構造物、境界、施設名等を明示したものであること。

（授乳及びおむつ交換をすることができる場所等）

第六十八条 規則別表第十三の3の表に規定する建築物は、府条例第二十五条第一項第一号イからリまでに規定する建築物とする。

（委任）

第六十九条 この要綱で定めのない事項その他必要な事項については、市長の指示により行なうものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の建設行為に関する施行基準要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により協議中の建設行為については、改正後の建設行為に関する施行基準要綱の規定にかかわらず、旧要綱に基づく協議を行なうものとする。

附 則（平成二十二年箕面市訓令第七十八号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（平成二十二年箕面市訓令第八十三号）

この要綱は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十六年箕面市訓令第二十三号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和八年箕面市訓令第二十号）

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則（令和八年箕面市訓令第四百四十七号）

（施行期日）

1 この要綱は、訓令の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の建設行為に関する施行基準要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により協議中の建設行為については、改正後の建設行為に関する施行基準要綱の規定にかかわらず、旧要綱に基づく協議を行うものとする。